

有価証券及び支払取引に関する法律

第 I 章 一般規定

第 1 条

本法は、有価証券及び支払取引に関して規定するものであり、銀行口座及び支払いシステムの運営も対象とする。

1. 有価証券は、一定の金額を支払うための書面による指図又は約束であり、交付により譲渡可能で、かつ、要求される場合には、裏書がなされる。本法が規定する有価証券は、小切手、為替手形及び約束手形である。
2. 本法が規定及び定義する支払取引は、銀行口座間又は銀行口座からの資金の移転である。支払取引は、振込み又は引落しで行うことができる。支払取引は、支払指図（書面、電子的手段、及び条件によっては口頭によることができる。）によって開始される。
3. 支払いシステムは、金銭での支払い及び支払取引による金銭的価値の移転を容易にする機関及び仕組みから構成される。

第 2 条 本法で使用する専門的な語句及び用語の定義

1. 「不可抗力」とは、履行するべき者の支配の及ばない突発的な事由により発生した、克服することのできない障害をいう。
2. 「発行する」とは、小切手、為替手形又は約束手形に記載及び署名し、これを最初の所持人に交付することをいう。
3. 「振り出す」とは、小切手又は為替手形に記載及び署名することをいう。
4. 「決済」とは、銀行間支払指図上の義務を果たすための支払いをいう。
5. 「呈示」とは、名宛人又は作成人による引受け又は支払いを請求するための小切手、為替手形又は約束手形の提示をいう。
6. 第 V 章における「実行」とは、次の受領銀行に対して対応する支払指図を発行することにより、支払指図に定められた指示を遂行することをいう。
7. 「清算」とは、支払指図の決済に向けて各銀行が互いに負担する金額を確定するために、銀行間支払指図を交換及び処理することをいう。
8. 「銀行内送金」とは、1 つの支払指図により行われる、同一の銀行における支払人から被支払人への資金の移転をいう。銀行内送金の参加者は、開始者、開始銀行及び目的銀行の両方として行為する銀行、並びに受領者である。
9. 「銀行間送金」とは、少なくとも 2 つの支払指図により行われる、2 つの別個の銀行における支払人から被支払人への資金の移転をいう。銀行間送金においては、次に従う。

- i. 目的銀行以外の受領銀行の各々が、次の受領銀行に対して対応する支払指図を発行することにより、各々の送付者の支払指図を実行し、最後の支払指図が、目的銀行に送付される。
 - ii. 参加者は、開始者、開始銀行、目的銀行及び受領者であり、これに1又は複数の中継銀行を含めることができる。
 - iii. 開始銀行が目的銀行と直接決済しない場合には、いつでも、少なくとも1つの中継銀行が要求される。
 - iv. 銀行間支払指図の各々につき、送付銀行は、第202条に規定するように受領銀行と決済する。
10. 「引落とし」とは、支払人の口座から金銭を回収するよう被支払人の銀行に指示する、支払人の承諾に基づき被支払人が開始する支払取引をいう。
 11. 「振込み」とは、支払人が開始する支払取引をいい、支払人は、支払人の口座から被支払人又は被支払人の口座に資金を移転するよう支払人の銀行に指示する支払指図を支払人の銀行に発行する。
 12. 第V章第7節における「契約」とは、口座の運営（その期間、変更、支払指図などの事項を含む。）に関して定める、銀行と取引先との間の契約をいう。
 13. 「口座」とは、当座預金口座、郵便振替口座その他の口座を問わず、取引先と銀行との間の契約に基づき開設された口座をいい、これには、1つの支払取引を行うためだけに創出された当座の関係に基づく口座も含まれる。
 14. 「決済口座」とは、銀行が、入出金の支払取引を行うために、カンボジア国立銀行（NBC）の帳簿上で維持する口座をいう。
 15. 「通帳付き口座」とは、銀行が処理した出金及び入金を通帳に記録する口座をいい、当該通帳は、最初に銀行が取引先に付与し、当該記録を行う場合に取引先が銀行に提示する。
 16. 「代理のため」とは、譲渡人を代理して取り立てるための制限された権限によることをいう。
 17. 「電子的に」とは、オンラインでの電気通信、又はテープ、フロッピー・ディスク若しくは類似のデバイスのオフラインでの物理的な交付によることをいう。
 18. 「取立金額」とは、譲受人による証券の取立て又は回収時に譲渡人が受領する金額をいう。
 19. 「担保金額」又は「質入金額」は、所有権の移転ではなく、担保としての譲渡又は担保権の設定を意図する譲渡であることを示す。
 20. 「銀行取引日」とは、一日のうち、銀行が支払指図及び支払取引に関係するその他の連絡事項の受領、処理及び伝送のために開店している時間帯をいう。
 21. 「決済日」とは、送付者が指示したように支払指図に従った行為がなされる銀行取引日をいう。
 22. 「銀行」には、カンボジア国立銀行（National Bank of Cambodia）、「銀行業及び金融機関に関する法律（Law on Banking and Financial Institutions）」に基づき

銀行業務を行うための免許を受けた機関，及び預金を受け入れること又は取引先の口座上の支払取引に参加することを法律により認められたその他の機関又は団体が含まれる。

ある銀行の支店又は別店舗は，(i) 支払取引を履行する責務，及び (ii) 措置を講じることができる期間若しくは通知若しくは指図を付与しなければならない期間の計算，又はそれを実施する場所若しくはその宛先となる場所の決定においては，別個の銀行とみなす。

23. 「目的銀行」とは，支払指図において特定される，振込みにおける被支払人への支払いが行われる銀行，又は引落しにおける支払人の口座が開設されている銀行をいう。これは，支払取引において最後の支払指図を受領する銀行である。振込みにおける目的銀行は，被支払人の銀行である。引落しにおける目的銀行は，支払人の銀行である。
24. 「開始銀行」とは，支払取引を開始する最初の支払指図を受領する銀行をいう。振込みにおける開始銀行は，支払人の銀行である。引落しにおける開始銀行は，被支払人の銀行である。
25. 「受領銀行」とは，送付者の支払指図が宛てられる銀行をいう。
26. 「中継銀行」とは，開始銀行又は目的銀行以外の受領銀行をいう。
27. 「セキュリティー手続」とは，(i) 支払指図若しくは取消依頼が取引先のものであることを確認するため，又は (ii) 支払指図若しくは取消依頼の伝送過程若しくは内容における誤りを検出するために，取引先と受領銀行との間で契約により確立される手続をいう。セキュリティー手続では，アルゴリズムその他のコード，語句若しくは数字の設定，暗号化，電話の折り返し手続，又は類似のデバイスに使用を要求することができる。支払指図又は通信文上の署名を取引先の公認署名見本と比較することは，それだけではセキュリティー手続とはいえない。
28. 「無費用償還」とは，所持人に拒絶証書の作成を受けるよう要求することなく，証券を受け取ること，すなわち，責任を負う当事者に対する遡求を認めることの約束を表す。
29. 「支払指図」とは，被支払人若しくは被支払人の口座に対して又はそのために，指定した口座から特定の金額を支払うよう又は回収するよう，銀行に与えられる指示をいい，これには，支払指図に対する変更事項が含まれる。これは，決済日を指定することができるが，開始銀行が履行することに同意したものの以外の条件を課すことはできない。支払指図の当事者は，送付者及び受領銀行である。送付者が銀行である場合，支払指図は，銀行間支払指図である。
30. 「振出人」とは，小切手又は為替手形の支払いを行うよう指図を与える者をいう。
31. 「名宛人」とは，小切手又は為替手形の支払いを行うよう指図を与えられた者をいう。

32. 「支払取引」とは、支払人の口座から被支払人又は被支払人の口座への資金の移転をいう。支払取引は、次に従う。
- 振込み又は引落しで行うことができる。
- 開始銀行に支払取引を行うよう指示する、開始銀行に与えられた開始者の支払指図により開始される。
- 支払人の銀行が支払人の口座から出金し、被支払人の銀行が被支払人の口座に入金する方法、又は別途開始者が指示するように、被支払人が管理し、自由に処分できる状態に資金を置く方法により行われる。
- 資金の移転は、同一の自然人若しくは法人である支払人から被支払人に対して、又は別個の自然人若しくは法人である支払人から被支払人に対して、行うことができる。
- 資金の移転において、支払人の口座が開設される銀行及び被支払人への支払いが行われる銀行は、同一の銀行であっても、別個の銀行であってもよい。
33. 「裏書」とは、文字を付け加えるか否かを問わず、有価証券の裏に付される署名をいう。有効な裏書は、交付が成立要件である。
34. 「者」には、自然人又は法人が含まれる。
35. 支払指図のための「適切な残高」があるとは、十分な資金が利用可能であること、すなわち、支払指図の金額以上の口座残高が存在することをいう。これは、前の銀行取引日の終了時点の残高に、払込み、預金及び送金として当日の銀行取引日の過程で支払人の口座に既に入金された額を加え、当日の銀行取引日の過程で既に発生している払出し及び支出並びに予定される銀行手数料の額を減じたもので構成される。単に支払人の口座への条件付き入金を反映した資金は、要求される残高の一部を構成しない。
36. 「資金」には、銀行口座で保持される現金及び預金が含まれる。
37. 「保証」は、小切手、為替手形又は約束手形上の担保責任を示す。
38. 「外国通貨」とは、国内通貨以外の通貨をいう。
39. 「国内通貨」とは、リエル又はカンボジア王国の公式通貨としての承継的通貨若しくは代替的通貨をいう。
40. 「拒絶証書」は、所持人に有価証券上の遡求を行う権利を付与する、引受け、支払い又は付与されたビザの不履行又は拒絶などの状況に関する公的な書面による宣言である。拒絶証書は、本法の特定の規定が要求するように、かつ、要求する場合に、作成されなければならない。
41. 「引受け」とは、振出人の指図に従うことを為替手形の名宛人が約束することをいう。これを有効にするには、交付又は通知により成立要件を満たさなければならない。
42. 裏書における「取立てのため」は、当該裏書が、所有権の移転を意図するものではなく、譲受人が譲渡人を代理して証券の取立て又は回収を行うのを容易にする目的のものであることを示す。

43. 第 II 章，第 III 章及び第 IV 章における「受取人」とは，発行時において小切手，為替手形又は約束手形がその者のために支払うべきものとされる者をいう。
44. 「取引先」とは，銀行に口座を有する，自然人（事業を営んでいるか否かを問わない。）又は法人（銀行を含む。）をいう。
45. 「信用のための参加」とは，有価証券上の責任を負わない者が，責任を負う当事者の信用のために引受け又は支払いを行うことを目的として参加する手続をいう。
46. 「約束手形の作成人」とは，約束手形の支払いを行う約束をする者である。
47. 「送付者」とは，受領銀行に支払指図を与える自然人又は法人をいう。
48. 「開始者」とは，支払取引を開始する最初の支払指図の送付者をいう。振込みにおける開始者は，支払人である。引落としにおける開始者は，被支払人である。
49. 「受領者」とは，その者の銀行が支払取引において最後の支払指図を受領することになる参加者をいう。振込みにおける受領者は，被支払人である。引落としにおける受領者は，支払人である。
50. 第 V 章における「被支払人」とは，支払取引及び引落としにおいて支払いを受領する参加者（該当する場合には，有効な送金に基づく被支払人の譲受人を含む。）をいう。これは，振込みにおいては受領者であり，引落としにおいては開始者である。
51. 「支払人」とは，支払取引において支払いを行う参加者をいう。これは，振込みにおいては開始者であり，引落としにおいては受領者である。
52. 「当座貸越」とは，資金の借入れを認める限度内貸付，及び当該資金の小切手又は支払指図による引出し又は送金をいう。
53. 「満期」とは，為替手形又は約束手形が支払期日を迎える日をいう。
54. 「遡求」とは，有価証券上の責任を負う当事者から回収する権利をいう。

第 II 章 小切手

第 1 節 小切手の振出し及び方式

第 3 条

小切手は，銀行家に宛てて，指図を与える者が署名を付す，書面による無条件の指図であり，特定の者若しくはその指図人又は持参人に対して一定の金額を支払うよう銀行家に要求する。小切手は，一覽払いとし，本章が規定する一切の要求事項に従わなければならない。

第4条

小切手は、支払証券である。小切手は、クメール語その他の言語で記載することができ、かつ、次の事項を記載しなければならない。

証券の文言中に挿入し、その証券の振出しに使用した言語で記載する「小切手」の文字

一定の金額を支払わせる無条件の指図

支払いを行う銀行家（名宛人）の名称

支払いが行われる地の表示

小切手を振り出す日及び地の表示

小切手上の指図を与える者（振出人）の署名

第5条

前条に挙げる要求事項のいずれかを欠く証券は、小切手として無効である。ただし、次の各項で規定する場合は、この限りでない。

1. 特別の表示がない場合、名宛人の名称に付記した地は、支払地とみなす。名宛人の名称に複数の地の付記がある場合、小切手は、初頭に記載されている地で支払うべきものとする。
2. 前項の記載その他いずれの表示もない場合、小切手は、名宛人が主たる営業所を有する地で支払うべきものとする。
3. 振り出した地を記載しない小切手は、振出人の名称に付記した地で振り出したものとみなす。

第6条

小切手は、振出人が処分できる資金を保持する銀行家に宛て、かつ、当該資金を小切手により処分する権利を振出人に付与する明示又は黙示の契約に合致する形で、振り出さなければならない。ただし、これらの規定が遵守されない場合であっても、証券は、小切手としての有効性を維持する。

第7条

1. 小切手は、引き受けることができない。小切手上の引受けの記載は、無視するものとする。
2. 小切手は、小切手の支払いに利用できる名宛人の管理下にある資金の譲渡としての効力を有せず、小切手の名宛人は、所持人に対して責任を負わない。

第8条

1. 小切手は、次のいずれかの者に支払うべきものとすることができる。
 - a. 「指図人に」の明示的な文字の有無を問わず、特定の者
 - b. 「指図禁止」の文字又は同等の文言を付した上で、特定の者
 - c. 持参人

2. 「又は持参人に」の文字又は同等の文言を付した上で特定の者に対して支払うべきものとされた小切手は、持参人払式小切手とみなす。
3. 受取人を記載しない小切手は、持参人払式小切手とみなす。

第9条

1. 小切手は、振出人の自己指図で振り出すことができる。
2. 小切手は、第三者の計算で振り出すことができる。
3. 小切手は、ある営業所から同じ振出人に帰属する別の営業所宛てに振り出す場合を除き、振出人自身宛てに振り出すことができない。

第10条

小切手に記載されることのある利息に関する約定は、無視するものとする。

第11条

小切手は、名宛人が住所を有する場所又は別の場所に所在するかを問わず、第三者の住所で支払うべきものとするができる。ただし、当該第三者が銀行家であることを条件とする。

第12条

1. 小切手の支払うべき金額を文字でも数字でも記載している場合において、差異があるときには、文字で記載した金額を支払うべき金額とする。
2. 小切手の支払うべき金額を文字で複数回又は数字で複数回記載している場合において、差異があるときには、小さい方の金額を支払うべき金額とする。

第13条

小切手に、小切手債務を負う能力のない者の署名、偽造の署名、架空の者の署名、又はその他の理由から小切手に署名した者若しくは代理の本人である者に義務を負わせることのできない署名がある場合であっても、小切手に署名しているその他の者の義務は、有効である。

第14条

代理権を有していないのに、ある者を代理しているとして小切手に自己の署名を付した者は、自ら当該小切手の当事者として義務を負い、かつ、支払いを行った場合は、代理の本人として主張した者と同一の権利を有する。上記規定は、権限外の行為をした代理人にも適用する。

第15条

振出人は、支払いを担保する。振出人の担保義務を免除する旨の文言は、無視するものとする。

第16条

発行時には未完成であった小切手が締結された契約に従わない形で完成された場合であっても、当該契約の不遵守は、所持人に対抗することができない。ただし、所持人が悪意で小切手を取得した場合、又は小切手の取得時に所持人に重過失があった場合は、この限りでない。

第2節 裏書

第17条

1. 「指図人に」の明示的な文字の有無を問わず、特定の者に対して支払うべきものとした小切手は、裏書により譲渡することができる。
2. 「指図禁止」の文字又は同等の文言が挿入され、特定の者に支払うべきものとした小切手は、通常の譲渡に関する方式に従い、かつ、その効力を有するものとしてのみ、譲渡することができる。
3. 小切手は、振出人その他の小切手当事者に対して裏書することができる。これらの者は、小切手を更に裏書することができる。

第18条

1. 裏書は、無条件でなければならない。裏書に課された条件は、無視するものとする。
2. 一部の裏書は、無効である。
3. 名宛人による裏書も、無効である。
4. 「持参人に」の裏書は、白地式裏書と同等である。
5. 名宛人に対する裏書は、受取証書の効力のみを有する。ただし、名宛人が複数の営業所を有する場合において、小切手が振り宛てられた営業所以外の営業所のために裏書がなされるときは、この限りでない。

第19条

1. 裏書は、小切手の裏又は小切手と結合した紙片（補箋）に記載しなければならない。裏書は、裏書人による署名を付さなければならない。
2. 裏書は、被裏書人を記載しないままにして又は単に裏書人の署名のみをもって行うことができる（白地式裏書）。

第20条

1. 裏書は、小切手から生じる一切の権利を移転させる。
2. 裏書が白地式である場合、所持人は、次を行うことができる。
 - a. 自己の名称又は他人の名称で白地を補充する。
 - b. 白地式で又は他人に対して、小切手を更に裏書する。

- c. 白地を補充せず，かつ，裏書をせずに，小切手を第三者に譲渡する。

第 21 条

1. 反対の文言がない場合，裏書人は，支払いを担保する。
2. 裏書人は，新たな裏書を禁止することができる。この場合，その裏書人は，爾後に小切手の裏書を受けた者に対して一切の担保をしない。

第 22 条

裏書可能な小切手の占有者は，裏書の連続により小切手に対する自己の権利を証明する場合，適法な所持人と推定する。これは，最後の裏書が白地式であるときであっても同様である。この関係において，抹消した裏書は，無視するものとする。白地式裏書に続いて別の裏書がある場合，最後の裏書に署名した者は，白地式裏書により小切手を取得したものとみなす。

第 23 条

持参人払式小切手の裏書は，遡求権に関する規定に従い，裏書人に責任を負わせる。ただし，当該裏書は，当該証券を指図式小切手に変更するものではない。

第 24 条

ある者が何らかの形で小切手の占有を失った場合，当該小切手が，持参人払式か，所持人が第 22 条に規定する形で自己の権利を証明する裏書可能な小切手であるかを問わず，当該小切手を占有することになった所持人は，当該小切手を返還する義務を負わない。ただし，当該所持人が悪意で当該小切手を取得した場合，又は当該小切手の取得時に当該所持人に重過失があった場合は，この限りでない。

第 25 条

1. 小切手により請求を受けた者は，自己が振出人又は前の所持人との間で有する人的関係に基づく抗弁を所持人に対抗することができない。ただし，所持人が小切手の取得時に債務者を害することを知りつつ行為した場合は，この限りでない。
2. 第 1 項は，「指図禁止」の文字又は同等の文言を挿入し，特定の者に支払うべきものとした小切手には適用しない。

第 26 条

1. 裏書に「取立金額」，「取立てのため」，「代理のため」その他単なる委任を示す文言の記載がある場合，所持人は，小切手から生じる一切の権利を行使することができる。ただし，所持人は，自己の代理人としての能力の範囲内にある場合に限り，小切手を更に裏書することができる。

2. 前項の場合，責任を負う当事者は，裏書人に対抗することができる抗弁に限り，所持人に対抗することができる。
3. 代理のために裏書に記載された委任は，委任した当事者の死亡又は当該者が法的に無能力になったことを理由として終了しない。

第 27 条

1. 拒絶証書若しくは同等の宣言の作成後になされた裏書又は呈示期間の経過後になされた裏書は，次に従う。
 - i. 通常の譲渡としての効力のみを有する。
 - ii. 第 22 条，第 24 条及び第 25 条に基づく権利を付与する効力を有しない。
2. 反証のない限り，日付を付さない裏書は，拒絶証書若しくは同等の宣言の作成前又は前項が言及する期間の経過前に小切手に記載されたものと推定する。

第 3 節 保証

第 28 条

1. 小切手の支払いは，その金額の全部又は一部に付す保証により担保される。
2. この担保は，名宛人以外の第三者が付すことができ，小切手に署名した者であつても付すことができる。

第 29 条

1. 保証は，小切手自体又は「補箋」上で付すことができる。
2. 保証は，「保証同様」の文字その他同等の形式により表示する。保証を付す者は，これに署名する。
3. 保証は，小切手の表面になされた保証を付す者の単なる署名をもって構成されるものとみなす。
4. 保証は，誰の計算で付すのかを記載しなければならない。これをしない場合，振出人のために付すものとみなす。

第 30 条

1. 保証を付す者は，保証される者と同一の義務を負う。
2. 保証を付す者の約束は，当該者により担保された債務が，方式の瑕疵を除き，他のいかなる事由により無効である場合であっても，有効である。
3. 保証を付す者は，小切手の支払いを行った場合，保証された者及びその者に対して小切手上の責任を負う者に対し，小切手から生じる権利を取得する。

第 4 節 呈示及び支払い

第 31 条

1. 小切手は、一覽払いのものとする。これに反する記載は、無視するものとする。
2. 発行日として記載した日より前に支払いのために呈示した小切手は、呈示日に支払うべきものとする。

第 32 条

小切手は、その日付から 6 か月以内に支払いのために呈示しなければならない。

第 33 条

小切手のある地で振り出し、かつ、異なる暦を有する別の場所で支払うべきものとする場合、発行日は、支払地の暦の対応する日であると解釈する。

第 34 条

小切手の呈示は、契約又はカンボジア国立銀行が発行する規則が定めるように、クリアリング・ハウスにおいて若しくはクリアリング・ハウスを通じて又は電子的に行った場合、いずれの場合でも、支払いのための呈示として有効である。

第 35 条

1. 小切手の支払委託は、所持人の権利を害しない場合、取り消すことができる。
2. 小切手の支払委託が取り消されていない場合、名宛人は、呈示期間の経過後であっても、小切手の支払いを行うことができる。

第 36 条

小切手の発行後に振出人が死亡した場合又は無能力となった場合でも、そのことは、小切手に関していかなる影響も及ぼさない。

第 37 条

1. 小切手の支払いを行う名宛人は、所持人に対し、受取りを証する記載をした上で小切手を交付することを要求することができる。
2. 振出人の口座に十分な残高がない場合、所持人は、一部支払を拒絶することができない。
3. 一部支払の場合、名宛人は、一部支払があったことを小切手上に記載すること及び受取証書を自己に交付することを要求することができる。

第 38 条

裏書可能な小切手の支払いを行う名宛人は、裏書の連続の整否を調査する義務を負うが、裏書人の署名を調査する義務は負わない。

第 39 条

1. 小切手は、振り宛てられた口座の通貨で支払いを行う権限を名宛人に付与するものとみなす。
2. 小切手が口座の通貨ではない通貨で支払うべきものとして振り出された場合、名宛人は、支払うべき金額を、支払日におけるその価格に従い、口座の通貨で支払うことができる。
3. 支払地の通貨ではない通貨で支払うべきものとして振り出された小切手につき、これを呈示しても支払いが行われなかった場合、所持人は、その選択により、呈示日又は支払日の相場に従い、支払地の通貨で小切手の金額の支払いを行うよう責任を負う当事者に請求することができる。
4. 支払地の慣習は、外国通貨の価格を決定する際に適用される。ただし、振出人は、小切手に定めた換算率に従い支払うべき金額を計算すべき旨を記載することができる。
5. 第3項にかかわらず、カンボジアで広く流通する通貨で支払うべきものとして振り出された小切手、又は定められた特定の外国通貨で支払いを行わなければならない旨を振出人が記載している小切手につき、所持人は、定められた通貨で責任を負う当事者に対して執行することができる。
6. 小切手の金額が同一の単位名であるが支払国と発行国その他の国との間で異なる価値を有する通貨で記載される場合において、特に別段の表示がある場合を除き、当該通貨が口座の通貨ではないときには、小切手の記載は、支払国の通貨を指すものと推定する。支払国の通貨が同一の単位名を有しない場合、記載は、支払地で広く流通する通貨を指すものと推定する。

第5節

線引小切手及び口座に払い込むべき小切手

第40条

1. 小切手の振出人又は所持人は、小切手に線引を行い、本法の次条に規定する効力を付すことができる。
2. 線引は、小切手の表面に2本の平行線を引く方式で行う。線引には、一般線引と特定線引とがある。
3. 線引が2本の線のみで構成される場合、又は2本の線内に「銀行家」の文字若しくは同義語を挿入している場合、線引は、一般線引である。2本の線内に銀行家の名称を記載している場合、線引は、特定線引である。
4. 一般線引は、特定線引に変更ことができる。ただし、特定線引は、一般線引に変更することができない。
5. 線引又は銀行家の名称の変更は、行わなかったものとみなす。

第41条

1. 一般線引小切手の場合，名宛人は，銀行家に対して又は名宛人の取引先に対してのみ，支払いを行うことができる。
2. 特定線引小切手の場合，名宛人は，指定された銀行家に対してのみ，又はそれが名宛人である場合には自己の取引先に対してのみ，支払いを行うことができる。ただし，指定された銀行家は，別の銀行家に小切手を取り立てさせることができる。
3. 銀行家は，自己の取引先又は別の銀行家以外から線引小切手を取得することができない。銀行家は，上記以外の者のために線引小切手を取り立てることができない。
4. 複数の特定線引がある小切手につき，名宛人は，支払いを行うことができない。ただし，2つの線引がある場合において，そのうちの1つがクリアリング・ハウスを通じた取立てのためのものであるときには，この限りでない。
5. 前4項の規定を遵守しない名宛人又は銀行家は，そのために生じた損害につき，小切手の金額を限度として責任を負う。

第42条

1. 小切手の振出人又は所持人は，「口座払込み」の文字又は類似の文言を小切手の表面を斜めに横切る形で記載することにより，小切手の現金での支払いを禁止することができる。
2. 前項の場合，名宛人は，口座への入金，1つの口座から別の口座への送金，相殺，クリアリング・ハウスでの決済などの帳簿記入によってのみ，小切手を決済することができる。帳簿記入による決済は，支払いと同等である。
3. 「口座払込み」の文字の削除は，行われなかったものとみなす。
4. 前3項の規定を遵守しない名宛人は，そのために生じた損害につき，小切手の金額を限度として責任を負う。

第6節 支払拒絶による遡求

第43条

所持人は，適法な時期に呈示した小切手の支払いが行われなかった場合において，次のいずれかにより支払拒絶を証明するときには，裏書人，振出人その他の責任を負う当事者に対し，遡求権を行使することができる。

1. 拒絶証書その他の公正証書
2. 呈示日を記載した，名宛人が日付を付して書いた宣言
3. 小切手が適法な時期に持ち込まれたが，支払いが行われていない旨を記載した，クリアリング・ハウスが日付を付して作成した宣言

第44条

1. 拒絶証書は、文書に認証を与える権限を法律上付与された役人による署名を付すものとする。法律により当該者が指定されていない限り、当該者は、カンボジア国立銀行が指定するものとする。拒絶証書は、小切手の謄本を包含し（又は小切手の原本を添付することができる。）、かつ、小切手の支払拒絶の要請を行った者、拒絶証書作成の場所及び日付、小切手の支払拒絶の原因又は理由、行われた請求及びそれに対する応答（もしあれば）、又は名宛人を発見することができなかったという事実を記載しなければならない。拒絶証書は、支払い若しくは引受けが拒絶された場所、又は呈示がなされ、支払い若しくは引受けが拒絶された地から 10 キロメートル以内に所在するカンボジア内の他の場所において、作成するものとする。
2. 拒絶証書又は同等の宣言は、呈示期間の経過前にその作成を受けなければならない。
3. 小切手が期間の末日に呈示された場合には、次の最初の取引日に拒絶証書又は同等の宣言の作成を受けることができる。
4. 支払拒絶証書の作成に関して定められた期間の経過後、所持人は、小切手上の責任を負う当事者に対する遡求権を失うが、契約及び譲渡に関する法律が規定する訴訟において、契約及び通常の譲渡に関する法律に基づき、振出人に対して請求を行うことができる。本項に基づく回収は、所持人が要求される期間を遵守しなかったことで振出人が受けた被害の損害賠償により減額する。

第 45 条

1. 所持人は、拒絶証書又は同等の宣言が作成された日に続く 4 取引日以内に、又は「無費用償還」、「拒絶証書不要」の文句その他同等の文言がある場合は、呈示日に続く 4 取引日以内に、自己の裏書人及び振出人に対して支払拒絶につき通知しなければならない。各裏書人は、通知を受けた日に続く 2 取引日以内に、前の通知を行った者全員の名称及び宛先を示して、自己が受けた通知につき自己の裏書人に通知しなければならないが、これは、連続する裏書を遡って振出人に到達するまで、順次行わなければならない。上記に規定する期間は、前の通知を受けた時から進行する。
2. 前項に合致する形で、小切手に署名した者に通知を行う場合には、同一の期間内に当該者の保証人に対して同一の通知を行わなければならない。
3. 裏書人が自己の宛先を記載していない場合又はこれを判読しにくい形で記載している場合には、当該裏書人の前の裏書人に通知すれば足りる。
4. 通知を行わなければならない者は、いかなる形式でもこれを行うことができ、単に小切手を返付することによってもこれを行うことができる。
5. 通知を行わなければならない者は、法定期間内に通知したことを証明しなければならない。この期間は、当該期間内に通知のための書簡を投函した場合、遵守したものとみなす。

6. 前項に規定する期間内に通知を行わない者は、その過失により生じた損害（もしあれば）につき賠償責任を負う。ただし、その賠償責任の額は、小切手の金額を超えないものとする。

第46条

1. 振出人、裏書人又は保証人は、証券に記載し、かつ、署名した「無費用償還」、「拒絶証書不要」の文句その他同等の文言により、所持人に対し、遡求権を行使するための拒絶証書又は同等の宣言の作成を受けることを免除することができる。
2. 前項の文言は、所持人に対し、法定期間内に小切手を呈示すること又は必要な通知を行うことを免除しない。期間の不遵守の証明責任は、これを所持人に対して援用しようとする者の側が負担する。
3. 振出人が第1項の文言を記載した場合、当該文言は、小切手に署名したすべての者に関して効力を有する。裏書人又は保証人がこれを記載した場合、当該文言は、当該裏書人又は保証人に関してのみ効力を有する。振出人がこの文言を記載したにもかかわらず、所持人が拒絶証書又は同等の宣言の作成を受けた場合、所持人は、その費用を負担しなければならない。裏書人又は保証人がこの文言を記載した場合において、拒絶証書又は同等の宣言が作成されたときには、小切手に署名したすべての者からその費用を回収することができる。

第47条

1. 小切手上の責任を負うすべての者は、所持人に対し、連帯して責任を負う。
2. 所持人は、前項のすべての者に対し、これらの者が債務を負った順序に従う義務を負うことなく、個別的又は集団的に請求する権利を有する。
3. 小切手に署名した者のうち、小切手を受け戻したものは、同一の権利を有する。
4. 責任を負う当事者のうちの1人に対する請求は、他の責任を負う当事者に対する請求を妨げない。これは、かかる他の責任を負う当事者が最初の請求を受けた当事者よりも後者である場合であっても、同様である。

第48条

所持人は、自己が遡求権を行使した当事者に対し、次のものを請求することができる。

1. 小切手の未払金額
2. カンボジア国立銀行が決定する利率による、呈示日以後の利息
3. 拒絶証書又は同等の宣言の費用、行った通知の費用その他の費用

第49条

小切手を受け戻した当事者は、自己に対して責任を負う当事者から次のものを回収することができる。

1. 自己が支払った総金額
2. 前項の金額に対してカンボジア国立銀行が決定する利率により計算した、自己
が支払を行った日以後の利息
3. 自己が支出した費用

第 50 条

1. 責任を負う当事者のうち、遡求権が行使される又はその可能性があるものは、
支払いと引き換えに、拒絶証書又は同等の宣言及び受取りを証する記載を付した
計算書と共に、小切手を交付することを要求することができる。
2. 小切手を受け戻した各裏書人は、自己の裏書及び後の裏書人の裏書を抹消する
ことができる。

第 51 条

1. 法定期間内における小切手の呈示又は拒絶証書若しくは同等の宣言の作成が克服
することのできない障害（不可抗力）により妨げられた場合、当該期間は、伸
長する。
2. 所持人は、自己の裏書人に対して遅滞なく不可抗力を通知し、かつ、小切手上
又は補箋上に、日付及び署名を付した当該通知の宣言を作成する義務を負う。そ
の他の点については、第 45 条の規定を準用する。
3. 不可抗力が終了した場合、所持人は、遅滞なく支払いのために小切手を呈示し
なければならず、かつ、必要なときには、拒絶証書又は同等の宣言の作成を受け
なければならない。
4. 所持人が自己の裏書人に不可抗力の通知を行った日から 15 日を超えて不可抗
力が継続する場合には、通知を行ったのが呈示期間の経過前であっても、遡求権
を行使することができ、この場合には、呈示又は拒絶証書若しくは同等の宣言も
必要としない。
5. 所持人又は所持人が小切手の呈示又は拒絶証書若しくは同等の宣言の作成を委
託した者についての単純な人的事由は、不可抗力を構成するものとはみなされな
い。
6. 紛失又は破棄された小切手上的債務は、小切手を執行する当事者が提供する担
保と引き換えにする場合に限り、執行することができる。当該担保は、悪意又は
重過失なしに小切手を取得した所持人が現れた場合における小切手上的他の者か
らの請求に関し、裁判所が満足する形で、小切手上的責任を負う当事者に補償す
るものとする。

第 7 節 手形の取立て

第 52 条

1. 小切手が取引先の口座に入金するために銀行家に交付され、銀行家が小切手の金額を当該取引先の口座に入金する場合、銀行家は、小切手の所持人が有する一切の権利及び権能を取得する。
2. 別段の合意がなされる場合を除き、前項の口座への入金は、条件付きであり、銀行家は、小切手の支払いが行われない場合、当該口座から出金することができ、これができないときには、取引先に遡求する。別段の合意がなされる場合を除き、当該条件付き入金の撤回は、小切手の支払いが行われない場合、銀行家の単独の裁量で行わるものであり、チャージバック又は取引先に対する遡求の対象となる。
3. 取引先の裏書における瑕疵、制約若しくは制限の有無、又はその方式又は種類にかかわらず、第 1 項に基づく銀行家の権利は、次に従う。
 - i. 銀行家が第 22 条に基づく裏書可能な小切手の占有者であるものとして扱う。
 - ii. 第 26 条とは反対の旨の定めが別途適用される場合であっても、当該規定にかかわらない。

第 53 条

取立てのための銀行家に小切手を交付することは、本法第 V 章が規定する支払指図である。小切手に関し、本法の第 V 章の規定と本章の規定との間に不一致がある場合には、本章が優先する。

第 8 節 変造

第 54 条

小切手の文言が変造された場合、その変造後に署名した当事者は、変造された文言の条件に従い責任を負う。その変造前に署名した当事者は、元の文言の条件に従い責任を負う。

第 9 節 遡求行為の制限

第 55 条

1. 所持人による裏書人、振出人その他の責任を負う当事者に対する遡求行為は、定められた呈示期間の経過後 6 か月で禁じられる。

2. 小切手の支払いにつき責任を負う当事者による他の当該当事者に対する遡求行為は、当該当事者が小切手の支払いを行った日又は当該当事者が小切手につき訴訟を提起された日から6か月で禁じられる。

第56条

第55条に基づく期間の中断は、当該期間の中断事由が生じた者に対してのみ効力を有する。

第10節 期間計算

第57条

1. 小切手の呈示又は拒絶証書の作成は、取引日に限り行うことができる。
2. 小切手に関する行為を行うため、特に呈示又は拒絶証書若しくは同等の宣言の作成を行うために本法が規定する期間の末日が法定の休日である場合、期間は、当該期間の満了後の最初の取引日まで伸長する。期間中の休日は、期間に算入する。

第58条

本章に規定する期間は、期間の初日を算入しない。

第59条

恩恵日は、法律上のものか裁判上のものかを問わず、認めない。

第III章 為替手形

第1節 為替手形の発行及び方式

第60条

為替手形は、ある者から別の者に宛てて、指図を与える者が署名を付す、書面による無条件の指図であり、特定の者若しくはその指図人又は持参人に対して一定の金額を支払うよう宛てられた者に要求する。為替手形は、満期に支払うべきものとし、本章が規定する一切の要求事項に従わなければならない。

第61条

為替手形は、信用証券である。為替手形は、クメール語その他の言語で記載することができ、かつ、次の事項を記載しなければならない。

証券の文言中に挿入し，その証券の振出しに使用した言語で記載する「為替手形」の文字

一定の金額を支払わせる無条件の指図

支払いを行う者（名宛人）の名称

支払期日の表示

支払いが行われる地の表示

支払いが行われる者又はこれを指図する者の名称

手形を発行する日及び地の表示

手形上の指図を与える者（振出人）の署名

第 62 条

前条に挙げる要求事項のいずれかを欠く証券は，為替手形として無効である。ただし，次の各項で規定する場合は，この限りでない。

1. 支払期日を記載しない為替手形は，一覽払いのものともみなす。
2. 特別の表示がない場合，名宛人の名称に付記した地は，支払地であり，かつ，同時に名宛人の住所地であるものともみなす。
3. 発行地を記載しない為替手形は，振出人の名称に付記した地で振り出したものともみなす。
4. 為替手形は，持参人に支払うべきものとして振り出すことができる。支払いが行われる者又はこれを指図する者の名称を記載しない為替手形は，持参人に支払うべきものともみなす。

第 63 条

為替手形は，振出人の指図人に支払うべきものとして振り出すことができる。為替手形は，振出人自身宛てに振り出すことができ，第三者の計算で振り出すこともできる。

第 64 条

為替手形は，名宛人が住所を有する場所又は別の場所に所在するかを問わず，第三者の住所で支払うべきものとすることができる。

第 65 条

1. 為替手形が一覽払い又は一覽後定期払いとされる場合，振出人は，支払うべき金額には利息が発生する旨の約定を記載することができる。その他の為替手形の場合，当該約定は，記載していないものともみなす。
2. 利率は，為替手形に記載しなければならない。当該記載をしない場合，第 1 項の約定は，記載していないものともみなす。
3. 利息は，為替手形の日付から発生する。ただし，他の日付が記載された場合は，この限りでない。

第 66 条

1. 為替手形の支払うべき金額を文字でも数字でも記載している場合において、両者の間に差異があるときには、文字で記載した金額を支払うべき金額とする。
2. 為替手形の支払うべき金額を文字で複数回又は数字で複数回記載している場合において、差異があるときには、小さい方の金額を支払うべき金額とする。

第 67 条

為替手形に、手形債務を負う能力のない者の署名、偽造の署名、架空の者の署名、又はその他の理由から為替手形に署名した者若しくは代理の本人である者に義務を負わせることができない署名がある場合であっても、為替手形に署名したその他の者の義務は、有効である。

第 68 条

代理権を有していないのに、ある者を代理しているとして為替手形に自己の署名を付した者は、自ら当該手形の当事者として義務を負い、かつ、支払いを行った場合は、代理の本人として主張した者と同一の権利を有する。上記規定は、権限外の行為をした代理人にも適用する。

第 69 条

1. 振出人は、引受け及び支払いの両方を担保する。
2. 振出人は、自己の引受けを担保する義務を免れることはできるが、支払いを担保する義務を免れることはできない。

第 70 条

発行時には未完成であった為替手形が締結された契約に従わない形で完成された場合であっても、当該契約の不遵守は、所持人に対抗することができない。ただし、所持人が悪意で為替手形を取得した場合、又は為替手形の取得時に所持人に重過失があった場合は、この限りでない。

第 2 節 裏書

第 71 条

1. 「指図人に」の明示的な文字の有無を問わず、特定の者に対して支払うべきものとした為替手形は、裏書により譲渡することができる。
2. 振出人が、特定の者に支払うべき為替手形に「指図禁止」の文字又は同等の文言を挿入している場合、当該証券は、通常の譲渡に関する方式に従い、かつ、その効力を有するものとしてのみ、譲渡することができる。

3. 為替手形は、名宛人（名宛人が引き受けているか否かを問わない。）、振出人その他の手形当事者に対してであっても、裏書することができる。これらの者は、手形を更に裏書することができる。

第72条

1. 裏書は、無条件でなければならない。裏書に課された条件は、記載していないものとみなす。
2. 一部の裏書は、無効である。
3. 「持参人に」の裏書は、白地式裏書と同等である。

第73条

1. 裏書は、為替手形の裏又は為替手形と結合した紙片（補箋）に記載しなければならない。裏書は、裏書人による署名を付さなければならない。
2. 裏書は、被裏書人を記載しないままにして又は単に裏書人の署名のみをもって行うことができる（白地式裏書）。

第74条

1. 裏書は、為替手形から生じる一切の権利を移転させる。
2. 裏書が白地式である場合、所持人は、次を行うことができる。
 - a. 自己の名称又は他人の名称で白地を補充する。
 - b. 白地式で又は他人に対して、手形を更に裏書する。
 - c. 白地を補充せず、かつ、裏書せずに、為替手形を第三者に譲渡する。

第75条

1. 反対の文言がない場合、裏書人は、引受け及び支払いを担保する。
2. 裏書人は、新たな裏書を禁止することができる。この場合、その裏書人は、爾後に手形の裏書を受けた者に対して一切の担保をしない。
3. 持参人払式為替手形の裏書は、遡求権に関する規定に従い、裏書人に責任を負わせる。ただし、当該裏書は、当該証券を指図式為替手形に変更するものではない。

第76条

1. 為替手形の占有者は、裏書の連続により当該手形に対する自己の権利を証明する場合、適法な所持人と推定する。これは、最後の裏書が白地式であるときであっても同様である。この関係において、抹消した裏書は、記載していないものとみなす。白地式裏書に続いて別の裏書がある場合、最後の裏書に署名した者は、白地式裏書により手形を取得したものとみなす。
2. ある者が何らかの形で為替手形の占有を失った場合、前項に規定する形で当該手形に対する自己の権利を証明する所持人又は持参人払式為替手形の所持人は、

手形を返還する義務を負わない。ただし、当該所持人が悪意で手形を取得した場合、又は手形の取得時に当該所持人に重過失があった場合は、この限りでない。

第 77 条

1. 為替手形により請求を受けた者は、自己が振出人又は前の所持人との間で有する人的関係に基づく抗弁を所持人に対抗することができない。ただし、所持人が為替手形の取得時に債務者を害することを知りつつ行為した場合は、この限りでない。
2. 第 1 項は、「指図禁止」の文字又は同等の文言を挿入し、特定の者に支払うべきものとした為替手形には適用しない。

第 78 条

1. 裏書に「取立金額」、「取立てのため」、「代理のため」その他単なる委任を示す文言の記載がある場合、所持人は、為替手形から生じる一切の権利を行使することができる。ただし、所持人は、自己の代理人としての能力の範囲内にある場合に限り、為替手形を更に裏書することができる。
2. 前項の場合、責任を負う当事者は、裏書人に対抗することができる抗弁に限り、所持人に対抗することができる。
3. 代理のために裏書に記載された委任は、委任した当事者の死亡又は当該者が法的に無能力になったことを理由として終了しない。
4. 取立てのために銀行家に為替手形を交付することは、本法第 V 章が規定する支払指図である。為替手形に関し、本法第 V 章の規定と本章との間に不一致がある場合には、本章が優先する。

第 79 条

1. 裏書に「担保金額」、「質入金額」その他質権の設定を示す文言の記載がある場合、所持人は、為替手形から生じる権利を行使することができる。ただし、所持人による裏書は、代理人による裏書としての効力のみを有する。
2. 責任を負う当事者は、自己が裏書人との間で有する人的関係に基づく抗弁を所持人に対抗することができない。ただし、所持人が手形の受取時に債務者を害することを知りつつ行為した場合は、この限りでない。

第 80 条

1. 拒絶証書若しくは同等の宣言の作成後になされた裏書又は呈示期間の経過後になされた裏書は、次に従う。
 - i. 通常の譲渡としての効力のみを有する。
 - ii. 第 76 条及び第 77 条に基づく権利を付与する効力を有しない。
2. 反証のない限り、日付を付さない裏書は、拒絶証書若しくは同等の宣言の作成前又は前項が言及する期間の経過前に為替手形に記載されたものと推定する。

第3節 引受け

第81条

満期に至るまで、為替手形の所持人又は為替手形を単に占有する者は、名宛人の住所において引受けのため名宛人に為替手形を呈示することができる。

第82条

1. いずれの為替手形においても、振出人は、呈示期間を定めて又は定めずに、引受けのために為替手形を呈示するべき旨を記載することができる。
2. 為替手形が第三者方において若しくは名宛人の住所地以外の場所で支払うべきものである場合を除き、又は為替手形を一覧後定期払いとして振り出した場合を除き、振出人は、引受けのための呈示を禁止することができる。
3. 振出人は、一定の期日前に引受けのための呈示を行ってはならない旨をも記載することができる。
4. 振出人が引受けを禁止している場合を除き、各裏書人は、呈示期間を定めて又は定めずに、引受けのために為替手形を呈示するべき旨を記載することができる。

第83条

1. 一覧後定期払いの為替手形は、その日付から1年以内に引受けのために呈示しなければならない。
2. 振出人は、前項の期間を短縮又は延長することができる。
3. 裏書人は、前2項の期間を短縮することができる。

第84条

1. 名宛人は、手形の第1の呈示の翌日に第2の呈示を行うべきことを請求することができる。利害関係人は、この要請が拒絶証書に記載される場合を除き、この請求が応じられていないことを対抗することができない。
2. 所持人は、引受けのために呈示した為替手形を名宛人に交付する義務を負わない。

第85条

1. 引受けは、為替手形上に記載する。引受けは、「引受」その他同等の文字により表示する。名宛人は、これに署名する。手形の表面に付された名宛人の単なる署名は、引受けを構成する。
2. 一覧後定期払いの手形の場合、又は特別の記載に従い一定の期間内に引受けのための呈示を行わなければならない手形の場合、引受けには、引受けを行った日

の日付を記載しなければならない。ただし、所持人が呈示日の日付を記載すべきことを要求する場合は、この限りでない。日付の記載がない場合、所持人は、裏書人及び振出人に対する遡求権を保全するために、適法な時期に作成された拒絶証書により、当該記載がないことを証明しなければならない。

第 86 条

1. 引受けは、無条件である。ただし、名宛人は、引受けを支払うべき金額の一部に制限することができる。
2. 引受けにより為替手形の記載事項に加えられた他の変更は、引受けの拒絶としての効力を有する。ただし、引受人は、為替手形の記載事項を変更する引受けの条件に従い義務を負う。

第 87 条

1. 手形の振出人が、支払いを行うべき第三者方を記載することなく、名宛人の住所以外の支払地を定めている場合、名宛人は、引受け時に当該第三者を指定することができる。この定めがない場合、引受人は、支払地で自ら手形の支払いを行うことを約束したものとみなす。
2. 手形が名宛人の住所で支払うべきものである場合、名宛人は、自己の引受けにおいて、支払を行う地と同じ場所に所在する住所を定めることができる。

第 88 条

1. 為替手形は、為替手形の支払いに利用できる名宛人の管理下にある資金の譲渡としての効力を有せず、引受けをしない為替手形の名宛人は、為替手形上の責任を負わない。
2. 引受けにより、名宛人は、満期に為替手形の支払いを行うことを約束する。
3. 支払いがない場合、所持人は、自己が振出人である場合であっても、第 106 条及び第 107 条の規定に従い請求することができる一切のものにつき、引受人に対する為替手形上の直接の請求権を有する。

第 89 条

1. 手形上に自己の引受けを記載した名宛人が手形の返還前に当該記載を抹消した場合、引受けは、拒絶されたものとみなす。反証のない限り、抹消は、手形の返還前に行われたものと推定する。
2. 前項の規定にかかわらず、名宛人が所持人に対して又は手形に署名した当事者に対して書面により自己の引受けにつき通知している場合、名宛人は、当該当事者に対し、自己の引受けの条件に従い責任を負う。

第 4 節 保証

第90条

1. 為替手形の支払いは、その金額の全部又は一部に付す保証により担保される。
2. この担保は、第三者が付すことができ、為替手形に当事者として署名した者であっても付することができる。

第91条

1. 保証は、為替手形自体又は「補箋」上で付することができる。
2. 保証は、「保証同様」の文字その他同等の形式により表示する。保証を付す者は、これに署名する。
3. 保証は、為替手形の表面になされた保証を付す者の単なる署名をもって構成されるものとみなす。ただし、名宛人又は振出人の署名の場合は、この限りでない。
4. 保証は、誰の計算で付すのかを記載しなければならない。これをしない場合、振出人のために付すものとみなす。

第92条

1. 保証を付す者は、保証される者と同一の義務を負う。
2. 保証を付す者の約束は、当該者により担保された債務が、方式の瑕疵を除き、他のいかなる事由により無効である場合であっても、有効である。
3. 保証を付す者は、為替手形の支払いを行った場合、保証された者及びその者に対して為替手形上の責任を負う者に対し、為替手形から生じる権利を取得する。

第5節

満期

第93条

1. 為替手形は、次のいずれかとして振り出すことができる。
 - a. 一覽払い
 - b. 一覽後定期払い
 - c. 日付後定期払い
 - d. 確定日払い
2. 為替手形は、毎回確定日において定められた分割金額を支払うべきものとして振り出すことができる。この為替手形には、いずれかの分割払いをしない場合には未払い残高の全部が支払期日を迎える旨を記載する。
3. 他の満期を有する為替手形は、無効である。

第94条

1. 一覽払いの為替手形は、呈示時に支払うべきものとする。この手形は、その発行日から1年以内に支払いのための呈示をしなければならない。振出人は、この期間を短縮又は延長することができる。裏書人は、これらの期間を短縮することができる。
2. 振出人は、一定の期日前には一覽払いの為替手形を支払いのために呈示してはならない旨を記載することができる。この場合、呈示期間は、当該期日から開始する。

第95条

1. 一覽後定期払いの為替手形の満期は、引受日より又は拒絶証書の日付により決定する。
2. 拒絶証書がない場合、日付のない引受けは、引受人に関する限り、引受けのための呈示期間の末日に行ったものとみなす。

第96条

1. 為替手形が日付後又は一覽後1月又は数月で支払うべきものとして振り出された場合、手形は、支払いを行わなければならない月の対応する日に満期を迎える。対応する日がない場合、手形は、その月の末日に満期を迎える。
2. 為替手形が日付後又は一覽後1月半又は数月半で支払うべきものとして振り出された場合、まず、全月を計算しなければならない。
3. 満期が月の初め、月の真ん中又は月の終わりとして定められる場合には、その月の1日、15日又は末日として理解する。
4. 「8日」又は「15日」の文字は、1週又は2週ではなく、満8日又は満15日を示す。
5. 「半月」とは、15日間をいう。

第97条

1. 発行地の暦と異なる暦を有する地において確定日に支払うべき為替手形の場合、満期日は、支払地の暦に従い定めるものとみなす。
2. 異なる暦を有する2つの地の間で振り出した為替手形が日付後定期払いである場合、発行日は、支払地の暦の対応する日を指し、満期は、これに従い定める。
3. 為替手形の呈示期間は、前項の規定に従い計算する。
4. 前3項の規定は、為替手形の文言又は証券の単なる記載が異なる定めを採用する意図であることを示す場合、適用しない。

第6節 支払い

第98条

1. 確定日払い，日付後定期払い又は一覽後定期払いの為替手形の所持人は，支払うべき日又はこれに続く 2 取引日以内に手形を支払いのために呈示しなければならない。
2. 為替手形の呈示は，契約又はカンボジア国立銀行が発行する規則が定めるように，クリアリング・ハウスにおいて若しくはクリアリング・ハウスを通じて又は電子的に行った場合，いずれの場合でも，支払いのための呈示として有効である。

第 99 条

1. 為替手形の支払いを行う名宛人は，所持人に対し，受取りを証する記載をした上で手形を交付することを要求することができる。
2. 所持人は，一部支払を拒絶することができない。
3. 一部支払の場合，名宛人は，一部支払があったことを手形上に記載すること及び受取証書を自己に交付することを要求することができる。

第 100 条

為替手形が第 98 条に規定する期間内に支払いのために呈示されない場合，各債務者は，カンボジア国立銀行が決定するように，所持人の費用，危険及び危難において，手形金額を所轄官署に供託する権限を有する。

第 101 条

1. 為替手形の所持人は，満期前に手形の支払いを受けることを強制されない。
2. 満期前に支払いを行う名宛人は，自己の危険及び危難においてこれを行う。
3. 満期に支払いを行う名宛人は，悪意又は重過失がある場合を除き，有効に免責される。当該者は，裏書の連続の整否を調査する義務を負うが，裏書人の署名を調査する義務を負わない。

第 102 条

1. 為替手形が支払地の通貨ではない通貨で支払うべきものとして振り出された場合，支払うべき金額は，満期日におけるその価格に従い，その国の通貨で支払うことができる。債務者が支払いを行わない場合，所持人は，その選択により，満期日又は支払日の相場に従い，その国の通貨で手形の金額を支払うよう請求することができる。
2. 支払地の慣習は，外国通貨の価格を決定する。ただし，振出人は，手形に定めた換算率に従い支払うべき金額を計算すべき旨を記載することができる。
3. 前 2 項の規定は，(i) カンボジアで流通する通貨で支払うべきものとして振り出された為替手形，又は (ii) 定められた特定の外国通貨で支払いを行わなければならない旨を振出人が記載している為替手形には適用しない。この場合，為替手形は，定められた通貨で支払うものとする。

4. 為替手形の金額が同一の単位名であるが支払国と発行国その他の国との間で異なる価値を有する通貨で記載される場合、特に別段の表示がある場合を除き、為替手形の記載は、支払国の通貨を指すものと推定する。支払国の通貨が同一の単位名を有しない場合、記載は、支払地で広く流通する通貨を指すものと推定する。
5. 為替手形が銀行家の住所で支払うべきものである場合、支払うべき金額を引き落とす口座を指定することは、当該口座の通貨で支払う権限を付与するものとみなす。

第7節

引受拒絶又は支払拒絶による遡求

第103条

所持人は、次のいずれかの場合、裏書人、振出人その他の責任を負う当事者に対し、遡求権を行使することができる。

1. 満期において、支払いが行われていない場合
2. 満期前であっても、次の場合
 - i. 引受けの全部又は一部の拒絶がある場合
 - ii. 引受けを行っているか否かを問わず、名宛人が破産した場合、若しくは裁判により宣告されていないとしても、名宛人側が支払停止に陥った場合、又は名宛人の資産に対する強制執行が功を奏しなかった場合
 - iii. 引受不可の小切手の振出人が破産した場合

第104条

1. 引受け又は支払いがないことは、認証行為（引受拒絶証書又は支払拒絶証書）により証明しなければならない。
2. 引受拒絶証書は、引受けのための呈示に関して定めた期間内に行わなければならない。第84条第1項が予定する場合において、当該期間の末日に第1の呈示があるときには、その翌日に拒絶証書の作成を受けることができる。
3. 確定日払い、日付後定期払い又は一覽後定期払いの為替手形のための支払拒絶証書は、手形の支払いを行うべき日に続く2取引日以内に作成されなければならない。一覽払いの為替手形の場合、拒絶証書は、引受拒絶証書の作成に関して前項に規定する条件に基づき作成されなければならない。
4. 引受拒絶証書は、支払いのための呈示及び支払拒絶証書を免除する。
5. 引受けを行っているか否かを問わず、名宛人の側に支払停止がある場合又は名宛人の資産に対する強制執行が功を奏しなかった場合、所持人は、名宛人に対して支払いのために手形の呈示を行い、かつ、拒絶証書の作成を受けた後でなければ、遡求権を行使することができない。

6. 引受けを行っているか否かを問わず、名宛人が破産宣告を受けた場合、又は引受不可の手形の振出人が破産宣告を受けた場合、所持人が遡求権を行使するには、破産を宣告する裁判書を提出すれば足りる。
7. 拒絶証書は、文書に認証を与える権限を法律上付与された役人による署名を付すものとする。法律により当該者が指定されていない限り、当該者は、カンボジア国立銀行が指定するものとする。拒絶証書は、為替手形の謄本を包含し（又は為替手形の原本を添付することができる。）、かつ、為替手形の支払拒絶の要請を行った者、拒絶証書作成の場所及び日付、為替手形の支払拒絶の原因又は理由、行われた請求及びそれに対する応答（もしあれば）、又は名宛人若しくは引受人を発見することができなかったという事実を記載しなければならない。拒絶証書は、支払い若しくは引受けが拒絶された場所、又は呈示がなされ、支払い若しくは引受けが拒絶された地から 10 キロメートル以内に所在するカンボジア内の他の場所において、作成するものとする。
8. 拒絶証書は、前項に規定する情報を記載し、署名を付した、書面による名宛人の宣言により構成することができる。

第 105 条

1. 所持人は、拒絶証書が作成された日に続く 4 取引日以内に、又は「無費用償還」、「拒絶証書不要」の文句その他同等の文言がある場合は、呈示日に続く 4 取引日以内に、自己の裏書人、振出人及び引受人の保証人に対して引受拒絶又は支払拒絶につき通知しなければならない。各裏書人は、通知を受けた日に続く 2 取引日以内に、前の通知を行った者全員の名称及び宛先を示して、自己が受けた通知につき自己の裏書人に通知しなければならない。これは、連続する裏書を遡って振出人に到達するまで、順次行わなければならない。上記に規定する期間は、前の通知を受けた時から進行する。
2. 前項に合致する形で、為替手形に署名した者に通知を行う場合には、同一の期間内に当該者の保証人に対して同一の通知を行わなければならない。
3. 裏書人が自己の宛先を記載していない場合又はこれを判読しにくい形で記載している場合には、前の裏書人に通知すれば足りる。
4. 通知を行わなければならない者は、いかなる形式でもこれを行うことができ、単に為替手形を返付することによってもこれを行うことができる。
5. 通知を行わなければならない者は、法定期間内に通知したことを証明しなければならない。この期間は、法定期間内に通知のための書簡を投函した場合、遵守したものとみなす。
6. 前項に規定する期間内に通知を行わない者は、その権利を失わない。当該者は、その過失により生じた損害（もしあれば）につき賠償責任を負う。ただし、賠償額は、為替手形の金額を超えないものとする。

第 106 条

1. 振出人，裏書人又は保証により支払いを担保する者（保証人）は，証券に記載し，かつ，署名した「無費用償還」，「拒絶証書不要」の文句その他同等の文言により，所持人に対し，遡求権を行使するための引受拒絶証書又は支払拒絶証書の作成を受けることを免除することができる。
2. 前項の文言は，所持人に対し，法定期間内の手形の呈示又は行う必要のある通知を免除しない。期間の不遵守の証明責任は，これを所持人に対して援用しようとする者の側が負担する。
3. 振出人が第1項の文言を記載した場合，当該文言は，手形に署名したすべての者に関して効力を有する。裏書人又は保証人がこれを記載した場合，当該文言は，当該裏書人又は保証人に関してのみ効力を有する。振出人がこの文言を記載したにもかかわらず，所持人が拒絶証書の作成を受けた場合，所持人は，その費用を負担しなければならない。裏書人又は保証人がこの文言を記載した場合において，拒絶証書が作成されたときには，手形に署名したすべての者からその費用を回収することができる。

第107条

1. 為替手形のすべての振出人，引受人，裏書人又は保証により担保する者は，所持人に対し，連帯して責任を負う。
2. 所持人は，前項のすべての者に対し，これらの者が債務を負った順序に従うよう要求されることなく，個別的又は集団的に請求する権利を有する。
3. 為替手形に署名した者のうち，手形を受け戻したものは，同一の権利を有する。
4. 責任を負う当事者のうちの1人に対する請求は，他の責任を負う当事者に対する請求を妨げない。これは，かかる他の責任を負う当事者が最初の請求を受けた当事者よりも後者である場合であっても，同様である。

第108条

1. 所持人は，自己が遡求権を行使した者から次のものを回収することができる。
 - a. 引受け又は支払いが行われていない為替手形の金額，及び利息の記載がある場合は，その利息
 - b. カンボジア国立銀行が決定する利率による満期日以後の利息
 - c. 拒絶証書の費用，行った通知の費用その他の費用
2. 満期前に遡求権を行使する場合，手形の金額は，割り引くものとする。この割引は，所持人の住所地において遡求権を行使した日の公定割合率（銀行率）に従い計算するものとする。

第109条

為替手形を受け戻した当事者は，自己に対して責任を負う当事者から次のものを回収することができる。

1. 自己が支払った総金額
2. 前項の金額に対してカンボジア国立銀行が決定する利率により計算した自己が支払を行った日以後の利息
3. 自己が支出した費用

第 110 条

1. 責任を負う当事者のうち、遡求権が行使される又はその可能性があるものは、支払いと引き換えに、拒絶証書及び受取りを証する記載を付した計算書と共に、為替手形を交付することを要求することができる。
2. 為替手形を受け戻した各裏書人は、自己の裏書及び後の裏書人の裏書を抹消することができる。

第 111 条

一部引受後に遡求権を行使する場合、引き受けられていない手形の金額の支払いを行う当事者は、当該支払いがあったことを手形に記載すること及び当該支払いの受取証書を自己に交付することを要求することができる。所持人は、爾後に遡求を行うことを可能にするために、拒絶証書と共に手形の証明謄本を当該支払いを行う当事者に交付しなければならない。

第 112 条

1. 遡求権を有する各者は、反対の旨の契約がない場合、自己に対して責任を負う当事者のうちの 1 人に宛てて一覧払いとして振り出し、かつ、当該当事者の住所で支払うべきものとする新手形（戻り手形）により、償還を受けることができる。
2. 戻り手形は、第 108 条及び第 109 条に規定する金額に加え、当該戻り手形の仲立料及び印紙税を含む。
3. 所持人が戻り手形を振り出す場合、支払うべき金額は、本手形の支払地から責任を負う当事者の住所地で支払うべきものとして当該者に宛てて振り出す一覧払いの為替手形の相場に従い定める。裏書人が戻り手形を振り出す場合、支払うべき金額は、戻り手形の振出人の住所地から責任を負う当事者の住所地に宛てて振り出す一覧払いの為替手形の相場に従い定める。

第 113 条

1. 所持人は、次の事項に関して定められた期間の経過後、裏書人、振出人その他の責任を負う当事者に対する遡求権を失う。ただし、引受人に対しては、この限りでない。
 - a. 一覧払い又は一覧後定期払いで振り出された為替手形の呈示
 - b. 引受拒絶証書又は支払拒絶証書の作成

- c. 「無費用償還」, 「拒絶証書不要」の文句その他同等の文言がある場合における支払いのための呈示
2. 振出人が記載した期間内に引受けのための呈示をしない場合, 所持人は, 支払拒絶及び引受拒絶による遡求権を失う。ただし, 当該記載の文言から振出人が引受けの担保義務のみを免れようとする意思を有していたことを知るべきである場合は, この限りでない。
3. 裏書に呈示期間の記載がある場合, 裏書人は, これを自ら援用することができる。
4. 本条に基づき遡求権を失った所持人は, 契約及び譲渡に関する法律が規定する訴訟において, 契約及び通常の譲渡に関する法律に基づき, 振出人に対して請求を行うことができる。本項に基づく回収は, 所持人が要求される期間を遵守しなかったことで振出人が受けた被害の損害賠償により減額する。

第 114 条

1. 法定期間内における為替手形の呈示又は拒絶証書の作成が克服することのできない障害（不可抗力）により妨げられた場合, 当該期間は, 伸長する。
2. 所持人は, 自己の裏書人に対して遅滞なく不可抗力を通知し, かつ, 為替手形上又は補箋上に, 日付及び署名を付して当該通知を記載する義務を負う。その他の点については, 第 105 条の規定を準用する。
3. 不可抗力が終了した場合, 所持人は, 遅滞なく引受け又は支払いのために為替手形を呈示しなければならず, かつ, 必要なときには, 拒絶証書を作成しなければならない。
4. 不可抗力が満期から 30 日を超えて継続する場合には, 遡求を行うことができ, 呈示又は拒絶証書の作成を必要としない。
5. 一覽払い又は一覽後定期払いの為替手形の場合, 30 日の期間は, 呈示期間の経過前であっても, 所持人が自己の裏書人に不可抗力の通知をした日から進行するものとする。一覽後定期払いの為替手形の場合, 上記の 30 日の期間は, 為替手形に記載する一覽後の期間を加えるものとする。
6. 所持人又は所持人が為替手形の呈示又は拒絶証書の作成を委託した者についての単純な人的事由は, 不可抗力を構成するものとはみなされない。
7. 紛失又は破棄された為替手形上の債務は, 為替手形を執行する当事者が提供する担保と引き換えにする場合に限り, 執行することができる。当該担保は, 悪意又は重過失なしに為替手形を取得した所持人が現れた場合における為替手形上の他の者からの請求に関し, 裁判所が満足する形で, 為替手形上の責任を負う当事者に補償するものとする。

第 8 節

信用のための参加

第 115 条

1. 振出人，裏書人又は保証を付す者は，予備で引受け又は支払いを行う者を記載することができる。
2. 為替手形は，遡求権の行使を受ける債務者の信用のために参加する者が，以下に規定する条件に従い，引受け又は支払いを行うことができる。
3. 参加人は，第三者がなることができ，名宛人又はすでに為替手形上の責任を負う者であってもよい。ただし，引受人は，この限りでない。
4. 参加人は，被参加人である当事者に対し，2 取引日以内に，自己の参加につき通知する義務を負う。これをしない場合，参加人は，自己の過失により生じた損害（もしあれば）につき賠償責任を負う。ただし，賠償額は，為替手形の金額を超えないものとする。

第 116 条

1. 参加引受は，まだ引き受けられていない為替手形の所持人が満期前に遡求権を有する一切の場合において行うことができる。
2. 為替手形に支払地における予備支払人として手形の引受け又は支払いを行うよう指定された者の記載がある場合，所持人は，予備支払人に為替手形を呈示し，かつ，予備支払人により引受けが拒絶された場合に拒絶証書により当該拒絶の証明を受けるのでなければ，予備支払人の記載をした者及び後の署名者に対し，満期前に遡求権を行使することができない。
3. 参加の他の場合において，所持人は，参加引受を拒むことができない。ただし，所持人が参加引受を承諾する場合，被参加人及び後の署名者に対して満期前に有する遡求権を失う。

第 117 条

参加引受は，為替手形に記載する。参加人は，これに署名する。参加引受には，被参加人を表示し，当該表示がない場合，その引受けは，振出人の信用のために行ったものとみなす。

第 118 条

1. 参加引受人は，所持人及び被参加人より後の裏書人に対し，被参加人と同一の義務を負う。
2. 参加引受にかかわらず，被参加人及び被参加人に対して責任を負う当事者は，所持人に対し，第 108 条に規定する金額の支払いと引き換えに，為替手形，拒絶証書及び受取りを証する記載を付した計算書（もしあれば）の交付を要求することができる。

第 119 条

1. 参加引受は、所持人が満期又は満期前に為替手形上の遡求権を有する一切の場合において、行うことができる。
2. 支払いは、被参加人が支払うべき全額につき行わなければならない。
3. 支払いは、支払拒絶証書の作成のために認められた最後の日の翌日までに行わなければならない。

第 120 条

1. 為替手形が支払地に住所を有する参加人により引き受けられた場合、又は支払地に住所を有する者が予備支払人として記載されている場合、所持人は、これらの者全員に手形を呈示し、かつ、必要なときには、拒絶証書の作成のために認められた最後の日の翌日まで支払拒絶証書の作成を受けなければならない。
2. 前項の期間内に拒絶証書が作成されない場合、予備支払人を記載した当事者又は被参加人及び後の裏書人は、義務を免れる。

第 121 条

参加支払を拒んだ所持人は、参加支払により義務を免れていたであろう者に対する遡求権を失う。

第 122 条

1. 参加支払は、被参加人を表示して為替手形上に付す受取りの記載により証明しなければならない。当該表示がない場合、支払いは、振出人の信用のために行うものとみなす。
2. 為替手形及び拒絶証書（もしあれば）は、参加支払人に交付しなければならない。

第 123 条

1. 参加支払人は、被参加人及び被参加人に対して為替手形上の責任を負う者に対し、為替手形から生じる権利を取得する。ただし、参加支払人は、為替手形を更に裏書することができない。
2. 被参加人より後の裏書人は、義務を免れる。
3. 参加支払が競合する場合には、最も多数の義務を免れさせる支払いが優先する。事情を知りながらこの規定に反する形で参加した者は、義務を免れていたであろう者に対する遡求権を失う。

第 9 節 複本及び謄本

第 124 条

1. 為替手形を同一の内容の複本数通で振り出す場合において、当該複本の各々に番号を付し、かつ、他の複本への言及を記載するときには、複本全部で1通の為替手形を構成する。
2. 複本で振り出した為替手形の引受け及び各裏書は、いずれの複本にも記載することができるが、手形全体につき責任を負うものであり、複本ごとに責任を負うのではない。当該引受け又は裏書の各々は、1通の複本にのみ記載しなければならない。
3. 振出人は、各複本に署名するとはいえ、手形全体につき責任を負うものであり、複本ごとに責任を負うのではない。
4. 引受けのために複本の1通を送付した当事者は、他の各通に送付複本を保持する者の名称を記載しなければならない。当該保持者は、他の1通の正当な所持人に対し、送付複本を引き渡す義務を負う。当該保持者が引渡しを拒む場合、所持人は、次の事項を記載した拒絶証書の作成を受けるまで、遡求権を行使することができない。
 - a. 引受けのために送付した1通が、所持人が請求をしたにもかかわらず、引き渡されていないこと。
 - b. 他の1通によっては、引受け又は支払いを受けることができないこと。

第125条

1. 複本の所持人が数通につき異なる者に対する裏書を行う場合には、次に従う。
 - a. 当該所持人は、各通につき責任を負い、当該所持人の後の各裏書人は、各通が別個の手形であるかのように自己が裏書を行った複本につき責任を負う。
 - b. 最初に権利が発生した複本の正当な所持人は、振出人又は手形を引き受けていない名宛人により支払われ、いずれかの者により受け取られた支払いを回収する権利を有する。
2. 名宛人が数通の複本を引き受けた場合において、引き受けた数通の複本を異なる正当な所持人が保持するようになったときには、名宛人は、各通が別個の手形であるかのように、各通につき責任を負う。

第126条

1. 複本で振り出した為替手形の引受人が自己の引受けにつき記載した複本の交付を要求することなく手形の支払いを行った場合において、満期を迎えた当該複本が正当な所持人の下に残っているときには、引受人は、当該複本の所持人に対して責任を負う。
2. 複本で振り出した為替手形の振出人は、自己に適法に提示された複本の支払いを行った場合、義務を免れる。
3. 本条及び前条に従った上で、複本で振り出した為替手形のうちの1通につき支払いその他の手段により債務が消滅した場合には、手形全体の債務が消滅する。

第 127 条

1. 為替手形の各所持人は、当該手形の謄本を作成する権利を有する。
2. 謄本には、裏書その他原本に掲げた一切の事項を正確に再記しなければならない。謄本は、その末尾を示さなければならない。
3. 謄本には、原本と同一の方法により、かつ、同一の効力をもって、裏書又は保証による担保を付することができる。

第 128 条

1. 謄本には、原本の保持者を表示しなければならない。保持者は、謄本の正当な所持人に当該原本を引き渡す義務を負う。
2. 保持者が引渡しを拒む場合、所持人は、所持人が請求をしたにもかかわらず原本が引き渡されていないことを記載した拒絶証書の作成を受けるまで、謄本に裏書又は保証により担保を付した者に対し、遡求権を行使することができない。
3. 謄本の作成前に行った最後の裏書の後に「爾後裏書は謄本に行ったもののみ効力を有する」の文句又は同等の文言が原本に存在する場合、原本に行ったその後の裏書は、無効である。

第 10 節 変造

第 129 条

為替手形の文言が変造された場合、その変造後に署名した当事者は、変造された文言の条件に従い責任を負う。その変造前に署名した当事者は、元の文言の条件に従い責任を負う。

第 11 節 遡求行為の制限

第 130 条

1. 為替手形に起因する引受人に対するすべての遡求行為は、満期日から起算して、3 年後に禁じられる。
2. 所持人による裏書人及び振出人に対する遡求行為は、適法な時期に作成された拒絶証書の日付から又は「無費用償還」、「拒絶証書不要」の文句その他同等の文言がある場合には、満期日から 1 年後に禁じられる。
3. 裏書人による他の裏書人及び振出人に対する遡求行為は、当該裏書人が手形の受戻しを行った日又は当該裏書人が訴訟を提起された日から起算して、6 か月後に禁じられる。

第 131 条

期間の中断は，当該期間の中断事由が生じた者に対してのみ効力を有する。

第 12 節 期間計算

第 132 条

1. 満期が法定の休日に当たる為替手形の支払いは，次の取引日まで請求することができない。為替手形に関する他の行為，特に引受けのための呈示及び拒絶証書の作成は，取引日においてのみ行うことができる。
2. 末日を法定の休日とする一定期間内に前項の行為を行わなければならない場合，期間は，その満了後の最初の取引日まで伸長する。期間中の休日は，期間に算入する。

第 133 条

法律上又は契約上の期間は，期間の初日を算入しない。

第 134 条

恩恵日は，法律上のものか裁判上のものかを問わず，認めない。

第 IV 章 約束手形

第 1 節 約束手形の発行及び方式

第 135 条

約束手形は，ある者が別の者に宛てて作成し，当該作成人が署名を付す，書面による無条件の約束であり，特定の者若しくはその指図人又は持参人に対して一定の金額を払うことを約束する。約束手形は，満期に支払うべきものとし，本章が規定する一切の要求事項に従わなければならない。

第 136 条

約束手形は，信用証券である。約束手形は，クメール語その他の言語で記載することができ，かつ，次の事項を記載しなければならない。

証券の文言中に挿入し，その証券の作成に使用した言語で記載する「約束手形」の文字

一定の金額を支払う旨の無条件の約束

支払期日の表示

支払いが行われる地の表示

支払いが行われる者又はこれを指図する者の名称

約束手形を発行する日及び地の表示
証券上で約束を行う者（作成人）の署名

第 137 条

前条に挙げる要求事項のいずれかを欠く証券は，約束手形として無効である。ただし，次の各項で規定する場合は，この限りでない。

1. 支払期日を記載しない約束手形は，一覧払いのもののみならず。
2. 特別の表示がない場合，証券の作成地は，支払地であり，かつ，同時に作成人の住所地であるもののみならず。
3. 発行地を記載しない約束手形は，作成人の名称に付記した地で作成したものとみなす。
4. 約束手形は，持参人に支払うべきものとするができる。支払いが行われる者又はこれを指図する者の名称を記載しない約束手形は，持参人に支払うべきものとみなす。

第 138 条

約束手形は，作成人の住所以外の地（作成人が住所を有する場所又は別の場所に所在する第三者の住所を含む。）で支払うべきものとするができる。

第 139 条

1. 約束手形が一覧払い又は一覧後定期払いとされる場合，作成人は，支払うべき金額には利息が発生する旨の約定を記載することができる。その他の約束手形の場合，当該約定は，記載していないものとみなす。
2. 利率は，約束手形に記載しなければならない。当該記載をしない場合，第 1 項の約定は，記載していないものとみなす。
3. 利息は，約束手形の日付から発生する。ただし，他の日付が記載された場合は，この限りでない。

第 140 条

1. 約束手形の支払うべき金額を文字でも数字でも記載している場合において，両者の間に差異があるときには，文字で記載した金額を支払うべき金額とする。
2. 約束手形の支払うべき金額を文字で複数回又は数字で複数回記載している場合において，差異があるときには，小さい方の金額を支払うべき金額とする。

第 141 条

約束手形に，手形債務を負う能力のない者の署名，偽造の署名，架空の者の署名，又はその他の理由から約束手形に署名した者若しくは代理の本人である者に義務を負わせることができない署名がある場合であっても，約束手形に署名したその他の者の義務は，有効である。

第 142 条

代理権を有していないのに、ある者を代理しているとして約束手形に自己の署名を付した者は、自ら当該手形の当事者として義務を負い、かつ、支払いを行った場合は、代理の本人として主張した者と同一の権利を有する。上記規定は、権限外の行為をした代理人にも適用する。

第 143 条

発行時には未完成であった約束手形が締結された契約に従わない形で完成された場合であっても、当該契約の不遵守は、所持人に対抗することができない。ただし、所持人が悪意で約束手形を取得した場合、又は約束手形の取得時に所持人に重過失があった場合は、この限りでない。

第 2 節 裏書

第 144 条

1. 「指図人に」の明示的な文字の有無を問わず、特定の者に対して支払うべきものとした約束手形は、裏書により譲渡することができる。
2. 作成人が、特定の者に支払うべき約束手形に「指図禁止」の文字又は同等の文言を挿入している場合、当該証券は、通常の譲渡に関する方式に従い、かつ、その効力を有するものとしてのみ、譲渡することができる。
3. 約束手形は、作成人その他の約束手形の当事者に対してであっても裏書することができる。これらの者は、手形を更に裏書することができる。
4. 作成人の指図人に支払うべきとする約束手形の方式による証券は、本章における約束手形には当たらない。ただし、作成人が裏書を行う場合は、この限りでない。

第 145 条

1. 裏書は、無条件でなければならない。裏書に課された条件は、記載していないものとみなす。
2. 一部の裏書は、無効である。
3. 「持参人に」の裏書は、白地式裏書と同等である。

第 146 条

1. 裏書は、約束手形の裏又は約束手形と結合した紙片（補箋）に記載しなければならない。裏書は、裏書人による署名を付さなければならない。
2. 裏書は、被裏書人を記載しないままにして又は単に裏書人の署名のみをもって行うことができる（白地式裏書）。

第 147 条

1. 裏書は、約束手形から生じる一切の権利を移転させる。
2. 裏書が白地式である場合、所持人は、次を行うことができる。
 - a. 自己の名称又は他人の名称で白地を補充する。
 - b. 白地式で又は他人に対して、約束手形を更に裏書する。
 - c. 白地を補充せず、かつ、裏書せずに、約束手形を第三者に譲渡する。

第 148 条

1. 反対の文言がない場合、裏書人は、支払いを担保する。
2. 裏書人は、新たな裏書を禁止することができる。この場合、その裏書人は、爾後に約束手形の裏書を受けた者に対して一切の担保をしない。
3. 持参人払式約束手形の裏書は、遡求権に関する規定に従い、裏書人に責任を負わせる。ただし、当該裏書は、当該証券を指図式約束手形に変更するものではない。

第 149 条

1. 約束手形の占有者は、裏書の連続により約束手形に対する自己の権利を証明する場合、適法な所持人と推定する。これは、最後の裏書が白地式であるときであっても同様である。この関係において、抹消した裏書は、記載していないものとみなす。白地式裏書に続いて別の裏書がある場合、最後の裏書に署名した者は、白地式裏書により約束手形を取得したものとみなす。
2. ある者が何らかの形で約束手形の占有を失った場合、前項に規定する形で約束手形に対する自己の権利を証明する所持人又は持参人払式約束手形の所持人は、約束手形を返還する義務を負わない。ただし、当該所持人が悪意で手形を取得した場合、又は手形の取得時に当該所持人に重過失があった場合は、この限りでない。

第 150 条

1. 約束手形により請求を受けた者は、自己が作成人又は前の所持人との間で有する人的関係に基づく抗弁を所持人に対抗することができない。ただし、所持人が約束手形の取得時に債務者を害することを知りつつ行為した場合は、この限りでない。
2. 第 1 項は、「指図禁止」の文字又は同等の文言を挿入し、特定の者に支払うべきものとした約束手形には適用しない。

第 151 条

1. 裏書に「取立金額」、「取立てのため」、「代理のため」その他単なる委任を示す文言の記載がある場合、所持人は、約束手形から生じる一切の権利を行使するこ

とができる。ただし、所持人は、自己の代理人としての能力の範囲内にある場合に限り、約束手形を更に裏書することができる。

2. 前項の場合、責任を負う当事者は、裏書人に対抗することができる抗弁に限り、所持人に対抗することができる。
3. 代理のために裏書に記載された委任は、委任した当事者の死亡又は当該者が法的に無能力になったことを理由として終了しない。
4. 取立てのために銀行家に約束手形を交付することは、本法の第 V 章が規定する支払指図である。約束手形に関し、本法の第 V 章の規定と本章との間に不一致がある場合には、本章が優先する。

第 152 条

1. 裏書に「担保金額」、「質入金額その他質権の設定を示す文言の記載がある場合、所持人は、約束手形から生じる権利を行使することができる。ただし、所持人による裏書は、代理人による裏書としての効力のみを有する。
2. 責任を負う当事者は、自己が裏書人との間で有する人的関係に基づく抗弁を所持人に対抗することができない。ただし、所持人が約束手形の受取時に債務者を害することを知りつつ行為した場合は、この限りでない。

第 153 条

1. 拒絶証書若しくは同等の宣言の作成後になされた裏書又は呈示期間の経過後になされた裏書は、次に従う。
 - i. 通常譲渡としての効力のみを有する。
 - ii. 第 149 条及び第 150 条に基づく権利を付与する効力を有しない。
2. 反証のない限り、日付を付さない裏書は、拒絶証書若しくは同等の宣言の作成前又は前項が言及する期間の経過前に約束手形に記載されたものと推定する。

第 3 節

約束手形の作成人の責任

第 154 条

1. 約束手形を作成することにより、作成人は、その満期において約束手形の支払いを行うことを約束する。
2. 支払いがない場合、所持人は、第 175 条及び第 176 条の規定に従い請求することができる一切のものにつき、作成人に対する約束手形上の直接の請求権を有する。

第 155 条

1. 一覧後定期払いの約束手形は、その日付から 1 年以内にビザのために呈示しなければならない。

2. 作成人は、前項の期間を短縮又は延長することができる。
3. 裏書人は、前2項の期間を短縮することができる。

第156条

1. ビザは、約束手形上に記載する。ビザは、「ビザ」その他同等の文字により表示する。作成人は、これに署名する。
2. ビザには、ビザを付与した日の日付を記載しなければならない。ただし、所持人が呈示日の日付を記載すべきことを要求する場合は、この限りでない。日付の記載がない場合、所持人は、裏書人及び作成人に対する遡求権を保全するために、適法な時期に作成された拒絶証書により、当該記載がないことを証明しなければならない。
3. 約束手形の支払いを行うべき一覧後の定められた期間は、手形上の作成人が署名を付したビザの日付から進行する。作成人が手形上に日付を付してビザを付与することを拒む場合、そのことは、拒絶証書により証明しなければならず、この場合には、拒絶証書の日付が一覧後の期間の開始日となる。

第4節 保証

第157条

1. 約束手形の支払いは、その金額の全部又は一部に付す保証により担保される。
2. この担保は、第三者が付すことができ、約束手形に当事者として署名した者であっても付すことができる。

第158条

1. 保証は、約束手形自体又は「補箋」上で付すことができる。
2. 保証は、「保証同様」の文字その他同等の形式により表示する。保証を付す者は、これに署名する。
3. 保証は、約束手形の表面になされた保証を付す者の単なる署名をもって構成されるものとみなす。ただし、作成人の署名の場合は、この限りでない。
4. 保証は、誰の計算で付すのかを記載しなければならない。これをしない場合、作成人のために付すものとみなす。

第159条

1. 保証を付す者は、保証される者同一の義務を負う。
2. 保証を付す者の約束は、当該者により担保された債務が、方式の瑕疵を除き、他のいかなる事由により無効である場合であっても、有効である。
3. 保証を付す者は、約束手形の支払いを行った場合、保証された者及びその者に対して約束手形上の責任を負う者に対し、約束手形から生じる権利を取得する。

第 5 節 満期

第 160 条

1. 約束手形は、次のいずれかとして作成することができる。
 - a. 一覽払い
 - b. 一覽後定期払い
 - c. 日付後定期払い
 - d. 確定日払い
2. 約束手形は、毎回確定日において定められた分割金額を支払うべきものとして作成することができる。この約束手形には、いずれかの分割払いをしない場合には未払い残高の全部が支払期日を迎える旨を記載する。
3. 他の満期を有する約束手形は、無効である。

第 161 条

1. 一覽払いの約束手形は、呈示時に支払うべきものとする。この手形は、その発行日から 1 年以内に支払いのための呈示をしなければならない。作成人は、この期間を短縮又は延長することができる。裏書人は、これらの期間を短縮することができる。
2. 作成人は、一定の期日前には一覽払いの約束手形を支払いのために呈示してはならない旨を記載することができる。この場合、呈示期間は、当該期日から開始する。

第 162 条

1. 一覽後定期払いの約束手形の満期は、ビザの日付により又は拒絶証書の日付により決定する。
2. 拒絶証書がない場合、日付のないビザは、作成人に関する限り、ビザのための呈示期間の末日に行ったものとみなす。

第 163 条

1. 約束手形が日付後又は一覽後 1 月又は数月で支払うべきものとして作成された場合、約束手形は、支払いを行わなければならない月の対応する日に満期を迎える。対応する日がない場合、約束手形は、その月の末日に満期を迎える。
2. 約束手形が日付後又は一覽後 1 月半又は数月半で支払うべきものとして作成された場合、まず、全月を計算しなければならない。
3. 満期が月の初め、月の真ん中又は月の終わりとして定められる場合には、その月の 1 日、15 日又は末日として理解する。

4. 「8日」又は「15日」の文字は、1週又は2週ではなく、満8日又は満15日を示す。
5. 「半月」とは、15日間をいう。

第164条

発行地の暦と異なる暦を有する地における確定日払い又は日付後定期払いの約束手形の場合、満期日は、約束手形の文言又は証券の単なる記載が異なる定めを採用する意図であることを示す場合を除き、支払地の暦に従い定めるものとみなす。

第6節 支払い

第165条

1. 確定日払い、日付後定期払い又は一覽後定期払いの約束手形の所持人は、支払うべき日又はこれに続く2取引日以内に約束手形を支払いのために呈示しなければならない。
2. 約束手形の呈示は、契約又はカンボジア国立銀行が発行する規則が定めるように、クリアリング・ハウスにおいて若しくはクリアリング・ハウスを通じて又は電子的に行った場合、いずれの場合でも、支払いのための呈示として有効である。

第166条

1. 約束手形の支払いを行う作成人は、所持人に対し、受取りを証する記載をした上で手形を交付することを要求することができる。
2. 所持人は、一部支払を拒絶することができない。
3. 一部支払の場合、作成人は、一部支払があったことを手形上に記載すること及び受取証書を自己に交付することを要求することができる。

第167条

約束手形が第165条に規定する期間内に支払いのために呈示されない場合、各債務者は、カンボジア国立銀行が決定するように、所持人の費用、危険及び危難において、手形金額を所轄官署に供託する権限を有する。

第168条

1. 約束手形の所持人は、満期前に約束手形の支払いを受けることを強制されない。
2. 満期前に支払いを行う作成人は、自己の危険及び危難においてこれを行う。

3. 満期に支払いを行う作成人は、悪意又は重過失がある場合を除き、有効に免責される。当該者は、裏書の連続の整否を調査する義務を負うが、裏書人の署名を調査する義務を負わない。

第 169 条

1. 約束手形が支払地の通貨ではない通貨で支払うべきものとして作成された場合、支払うべき金額は、満期日におけるその価格に従い、その国の通貨で支払うことができる。債務者が支払いを行わない場合、所持人は、その選択により、満期日又は支払日の相場に従い、その国の通貨で約束手形の金額を支払うよう請求することができる。
2. 支払地の慣習は、外国通貨の価格を決定する。ただし、作成人は、約束手形に定めた換算率に従い支払うべき金額を計算すべき旨を記載することができる。
3. 前 2 項の規定は、(i) カンボジアで流通する通貨で支払うべきものとして作成された約束手形、又は (ii) 定められた特定の外国通貨で支払いを行わなければならない旨を作成人が記載している約束手形には適用しない。この場合、約束手形は、定められた通貨で支払うものとする。
4. 約束手形の金額が同一の単位名であるが支払国と発行国その他の国との間で異なる価値を有する通貨で記載される場合、特に別段の表示がある場合を除き、約束手形の記載は、支払国の通貨を指すものと推定する。支払国の通貨が同一の単位名を有しない場合、記載は、支払地で広く流通する通貨を指すものと推定する。
5. 約束手形が銀行家の住所で支払うべきものである場合、支払うべき金額を引き落とす口座を指定することは、当該口座の通貨で支払う権限を付与するものとみなす。

第 7 節 支払拒絶による遡求

第 170 条

所持人は、次のいずれかの場合、裏書人、作成人その他の責任を負う当事者に対し、遡求権を行使することができる。

1. 満期において、支払いが行われていない場合
2. 満期前であっても、作成人が破産した場合、若しくは裁判により宣告されていないとしても、作成人側が支払停止に陥った場合、又は作成人の資産に対する強制執行が功を奏しなかった場合

第 171 条

1. 支払いがないことは、認証行為（支払拒絶証書）により証明しなければならない。

2. 確定日払い，日付後定期払い又は一覽後定期払いの約束手形のための支払拒絶証書は，約束手形の支払いを行うべき日に続く 2 取引日以内に作成されなければならない。一覽払いの約束手形の場合，拒絶証書は，支払のための呈示に関して定められた期間内に作成されなければならない。ビザ付与拒絶証書は，支払いのための呈示を免除するものであり，支払いのための呈示に関して定められた期間内に作成されなければならない。
3. 作成人の側に支払停止がある場合又は作成人の資産に対する強制執行が功を奏しなかった場合，所持人は，作成人に対して支払いのために手形の呈示を行い，かつ，拒絶証書の作成を受けた後でなければ，遡求権を行使することができない。
4. 作成人が破産宣告を受けた場合，所持人が遡求権を行使するには，破産を宣告する裁判書を提出すれば足りる。
5. 拒絶証書は，文書に認証を与える権限を法律上付与された役人による署名を付すものとする。法律により当該者が指定されていない限り，当該者は，カンボジア国立銀行が指定するものとする。拒絶証書は，約束手形の謄本を包含し（又は約束手形の原本を添付することができる。），かつ，約束手形の支払拒絶の要請を行った者，拒絶証書作成の場所及び日付，約束手形の支払拒絶の原因又は理由，行われた請求及びそれに対する応答（もしあれば），又は作成人を発見することができなかったという事実を記載しなければならない。拒絶証書は，支払いが拒絶された場所，又は呈示がなされ，支払いが拒絶された地から 10 キロメートル以内に所在するカンボジア内の他の場所において，作成するものとする。
6. 拒絶証書は，前項に規定する情報を記載し，署名を付した，書面による作成人の宣言により構成することができる。

第 172 条

1. 所持人は，拒絶証書が作成された日に続く 4 取引日以内に，又は「無費用償還」，「拒絶証書不要」の文句その他同等の文言がある場合は，呈示日に続く 4 取引日以内に，自己の裏書人及び作成人の保証人に対して支払拒絶につき通知しなければならない。各裏書人は，通知を受けた日に続く 2 取引日以内に，前の通知を行った者全員の名称及び宛先を示して，自己が受けた通知につき自己の裏書人に通知しなければならず，これは，連続する裏書を遡って作成人に到達するまで，順次行わなければならない。上記に規定する期間は，前の通知を受けた時から進行する。
2. 前項に合致する形で，約束手形に署名した者に通知を行う場合には，同一の期間内に当該者の保証人に対して同一の通知を行わなければならない。
3. 裏書人が自己の宛先を記載していない場合又はこれを判読しにくい形で記載している場合には，前の裏書人に通知すれば足りる。
4. 通知を行わなければならない者は，いかなる形式でもこれを行うことができ，単に約束手形を返付することによってもこれを行うことができる。

5. 通知を行わなければならない者は、法定期間内に通知したことを証明しなければならない。この期間は、法定期間内に通知のための書簡を投函した場合、遵守したものとみなす。
6. 前項に規定する期間内に通知を行わない者は、その過失により生じた損害（もしあれば）につき賠償責任を負う。ただし、賠償額は、約束手形の金額を超えないものとする。

第 173 条

1. 裏書人又は保証により支払いを担保する者（保証人）は、証券に記載し、かつ、署名した「無費用償還」、「拒絶証書不要」の文句その他同等の文言により、所持人に対してその遡求権を行使するための支払拒絶証書の作成を受けることを免除することができる。
2. 前項の文言は、所持人に対し、法定期間内の約束手形の呈示又は行う必要のある通知を免除しない。期間の不遵守の証明責任は、これを所持人に対して援用しようとする者の側が負担する。
3. 裏書人又は保証人が記載した第 1 項の文言は、当該裏書人又は保証人に関してのみ効力を有する。この文言が記載されているにもかかわらず、所持人が拒絶証書の作成を受けた場合、拒絶証書の費用は、約束手形に署名したすべての者から回収することができる。

第 174 条

1. 約束手形のすべての作成人、裏書人又は保証により担保する者は、所持人に対し、連帯して責任を負う。
2. 所持人は、前項のすべての者に対し、これらの者が債務を負った順序に従うよう要求されることなく、個別的又は集団的に請求する権利を有する。
3. 約束手形に署名した者のうち、約束手形を受け戻したものは、同一の権利を有する。
4. 責任を負う当事者のうちの 1 人に対する請求は、他の責任を負う当事者に対する請求を妨げない。これは、かかる他の責任を負う当事者が最初の請求を受けた当事者よりも後者である場合であっても、同様である。

第 175 条

1. 所持人は、自己が遡求権を行使した者から次のものを回収することができる。
 - a. 支払いが行われていない約束手形の金額、及び利息の記載がある場合は、その利息
 - b. カンボジア国立銀行が決定する利率による、満期日以後の利息
 - c. 拒絶証書の費用、行った通知の費用その他の費用

2. 満期前に遡求権を行使する場合，約束手形の金額は，割り引くものとする。この割引は，所持人の住所地において遡求権を行使した日の公定割合率（銀行率）に従い計算するものとする。

第 176 条

約束手形を受け戻した当事者は，自己に対して責任を負う当事者から次のものを回収することができる。

1. 自己が支払った総金額
2. 前項の金額に対してカンボジア国立銀行が決定する利率により計算した，自己
が支払を行った日以後の利息
3. 自己が支出した費用

第 177 条

1. 責任を負う当事者のうち，遡求権が行使される又はその可能性があるものは，
支払いと引き換えに，拒絶証書及び受取りを証する記載を付した計算書と共に，
約束手形を交付することを要求することができる。
2. 約束手形を受け戻した各裏書人は，自己の裏書及び後の裏書人の裏書を抹消す
ることができる。

第 178 条

1. 遡求権を有する各者は，反対の旨の契約がない場合，自己に対して責任を負う
当事者のうちの 1 人に宛てて一覧払いとして振り出し，かつ，当該当事者の住所
で支払うべきものとする為替手形により，償還を受けることができる。
2. 前項の為替手形は，第 175 条及び第 176 条に規定する金額に加え，当該為替手
形の仲立料及び印紙税を含む。
3. 所持人が前 2 項の為替手形を振り出す場合，支払うべき金額は，元の約束手形
の支払地から所持人の住所地に宛てて振り出す一覧払いの為替手形の相場に従い
定める。裏書人が当該為替手形を振り出す場合，支払うべき金額は，当該為替手
形の振出人の住所地から責任を負う当事者の住所地に宛てて振り出す一覧払いの
約束手形の相場に従い定める。

第 179 条

1. 所持人は，次の事項に関して定められた期間の経過後，裏書人その他の責任を
負う当事者に対する遡求権を失う。ただし，作成人に対しては，この限りでな
い。
 - a. 一覧払い又は一覧後定期払いの約束手形の呈示
 - b. 支払拒絶証書の作成
 - c. 「無費用償還」，「拒絶証書不要」の文句その他同等の文言がある場合におけ
る支払いのための呈示

2. 裏書に呈示期間の記載がある場合、裏書人は、これを自ら援用することができる。

第 180 条

1. 法定期間内における約束手形の呈示又は拒絶証書の作成が克服することのできない障害（不可抗力）により妨げられた場合、当該期間は、伸長する。
2. 所持人は、自己の裏書人に対して遅滞なく不可抗力を通知し、かつ、約束手形上又は補箋上に、日付及び署名を付して当該通知を記載する義務を負う。その他の点については、第 172 条の規定を準用する。
3. 不可抗力が終了した場合、所持人は、遅滞なく支払いのために約束手形を呈示しなければならない、かつ、必要なときには、拒絶証書を作成しなければならない。
4. 不可抗力が満期から 30 日を超えて継続する場合には、遡求を行うことができ、呈示又は拒絶証書の作成を必要としない。
5. 一覧払い又は一覧後定期払いの約束手形の場合、30 日の期間は、呈示期間の経過前であっても、所持人が自己の裏書人に不可抗力の通知をした日から進行するものとする。一覧後定期払いの約束手形の場合、上記の 30 日の期間は、約束手形に記載する一覧後の期間を加えるものとする。
6. 所持人又は所持人が約束手形の呈示又は拒絶証書の作成を委託した者についての単純な人的事由は、不可抗力を構成するものとはみなされない。
7. 紛失又は破棄された約束手形上の債務は、約束手形を執行する当事者が提供する担保と引き換えにする場合に限り、執行することができる。当該担保は、悪意又は重過失なしに約束手形を取得した所持人が現れた場合における約束手形上の他の者からの請求に関し、裁判所が満足する形で、約束手形上の責任を負う当事者に補償するものとする。

第 8 節 信用のための参加

第 181 条

1. 作成人、裏書人又は保証を付す者は、予備で支払いを行う者を記載することができる。
2. 約束手形は、遡求権の行使を受ける債務者の信用のために参加する者が、以下に規定する条件に従い、支払いを行うことができる。
3. 参加人は、すでに約束手形上の責任を負う第三者になることができる。
4. 参加人は、被参加人である当事者に対し、2 取引日以内に、自己の参加につき通知する義務を負う。これをしない場合、参加人は、自己の過失により生じた損害（もしあれば）につき賠償責任を負う。ただし、賠償額は、約束手形の金額を超えないものとする。

第 182 条

1. 参加支払は、所持人が満期又は満期前に約束手形上の遡求権を有する一切の場合において、行うことができる。
2. 支払いは、被参加人が支払うべき全額につき行わなければならない。
3. 支払いは、支払拒絶証書の作成のために認められた最後の日の翌日までに行わなければならない。

第 183 条

1. 支払地に住所を有する者が予備支払人として記載されている場合、所持人は、これらの者全員に手形を呈示し、かつ、必要なときには、拒絶証書の作成のために認められた最後の日の翌日まで支払拒絶証書の作成を受けなければならない。
2. 前項の期間内に拒絶証書が作成されない場合、予備支払人を記載した当事者及び後の裏書人は、義務を免れる。

第 184 条

参加支払を拒んだ所持人は、参加支払により義務を免れていたであろう者に対する遡求権を失う。

第 185 条

1. 参加支払は、被参加人を表示して約束手形上に付す受取りの記載により証明しなければならない。当該表示がない場合、支払いは、作成人の信用のために行うものとみなす。
2. 約束手形及び拒絶証書（もしあれば）は、参加支払人に交付しなければならない。

第 186 条

1. 参加支払人は、被参加人及び被参加人に対して約束手形上の責任を負う者に対し、約束手形から生じる権利を取得する。ただし、参加支払人は、約束手形を更に裏書することができない。
2. 被参加人より後の裏書人は、義務を免れる。
3. 参加支払が競合する場合には、最も多数の義務を免れさせる支払いが優先する。事情を知りながらこの規定に反する形で参加した者は、義務を免れていたであろう者に対する遡求権を失う。

第 9 節 贖本

第 187 条

1. 約束手形の各所持人は、当該手形の謄本を作成する権利を有する。
2. 謄本には、裏書その他原本に掲げた一切の事項を正確に再記しなければならない。謄本は、その末尾を示さなければならない。
3. 謄本には、原本と同一の方法により、かつ、同一の効力をもって、裏書又は保証による担保を付することができる。

第 188 条

1. 謄本には、原本の保持者を表示しなければならない。保持者は、謄本の正当な所持人に当該原本を引き渡す義務を負う。
2. 保持者が引渡しを拒む場合、所持人は、所持人が請求をしたにもかかわらず原本が引き渡されていないことを記載した拒絶証書の作成を受けるまで、謄本に裏書又は保証により担保を付した者に対し、遡求権を行使することができない。
3. 謄本の作成前に行った最後の裏書の後に「爾後裏書は謄本に行ったもののみ効力を有する」の文句又は同等の文言が原本に存在する場合、原本に行ったその後の裏書は、無効である。

第 10 節 変造

第 189 条

約束手形の文言が変造された場合、その変造後に署名した当事者は、変造された文言の条件に従い責任を負う。その変造前に署名した当事者は、元の文言の条件に従い責任を負う。

第 11 節 遡求行為の制限

第 190 条

1. 約束手形に起因する作成人に対するすべての遡求行為は、満期日から起算して、3 年後に禁じられる。
2. 所持人による裏書人に対する遡求行為は、適法な時期に作成された拒絶証書の日付から又は「無費用償還」、「拒絶証書不要」の文句その他同等の文言がある場合には満期日から 1 年後に禁じられる。
3. 裏書人による他の裏書人に対する遡求行為は、当該裏書人が約束手形の受戻しを行った日又は当該裏書人が訴訟を提起された日から起算して、6 か月後に禁じられる。

第 191 条

期間の中断は、当該期間の中断事由が生じた者に対してのみ効力を有する。

第 12 節 期間計算

第 192 条

1. 満期が法定の休日に当たる約束手形の支払いは、次の取引日まで請求することができない。約束手形に関する他の行為、特に支払いのための呈示及び拒絶証書の作成は、取引日においてのみ行うことができる。
2. 末日を法定の休日とする一定期間内に前項の行為を行わなければならない場合、期間は、その満了後の最初の取引日まで伸長する。期間中の休日は、期間に算入する。

第 193 条

法律上又は契約上の期間は、期間の初日を算入しない。

第 194 条

恩恵日は、法律上のものか裁判上のものかを問わず、認めない。

第 V 章 支払取引

第 1 節 総則

第 195 条

本章は、あらゆる通貨における支払取引について規定する。本章は、カンボジア王国内の支払いシステムの参加者が有する権利及び義務、並びに同システムの組織、運営、監督及び監視に適用する。

第 196 条

1. 自然人又は法人は、国内通貨及びいずれかの外国通貨において口座を開設ことができ、かつ、本章の第 7 節の規定に従い、合意した条件に基づき、これらの口座を通じて支払取引を行うことができる。自然人又は法人は、複数の口座を複数の銀行において保有することができる。
2. 本条の第 1 項は、国内通貨の使用に関する法的要求事項、並びに特定の口座の種類若しくは分類又は外国為替に関して法律により課される制約又は制限に優先するものではなく、かつ、これらに従う。

第 197 条

1. 支払指図は、カンボジアの内外から取引先が送付することができ、かつ、カンボジアの内外に所在する銀行が受領することができる。

2. カンボジア内に所在する銀行の支店又は別店舗が受領した支払指図は、本章に準拠し、かつ、本章が規定しない事項については、カンボジアで適用される他の法律に準拠する。本項は、支払指図がカンボジアの内外のいずれから送付されるかを問わず、かつ、送付者と受領銀行との間における反対の内容の契約に従った上で、適用する。
3. 送付者と受領銀行との間における反対の内容の契約に従った上で、カンボジア外に所在する銀行の支店又は別店舗が受領した支払指図は、当該支店又は別店舗が所在する場所で適用される法律に準拠する。
4. 反対の内容の契約に従った上で、口座及び入出金の支払指図に関する銀行とその取引先との間の権利及び義務は、当該口座を維持する銀行の支店又は別店舗が所在する場所で適用される法律に準拠する。
5. 支払人から被支払人に対して支払取引に従った支払いが行われた場合における問題は、目的銀行の支店又は別店舗が所在する場所で適用される法律に準拠する。
6. 本章を銀行としてのカンボジア国立銀行に適用する場合、支払指図は、カンボジア国立銀行に宛て、かつ、カンボジア国立銀行で開設された口座からの払出し又は当該口座への払込みを指示することができる。
7. ある条件に従うべきことを定めていることのみを理由として支払指図ではないとされる指示を遂行することに受領銀行が同意する場合、当該指示は、支払指図とみなす。本章は、当該支払取引に適用するが、(i) 受領銀行が目的銀行に当該条件を伝達する義務、及び (ii) 目的銀行が当該条件を履行する義務には適用しない。

第 198 条

1. 引落としにおいて、受領者は、書面、電子的手段、又は書面により事前に合意している場合には口頭により、承諾の取消しにつき目的銀行に報告することで、開始者に対する受領者の承諾を取り消すことができる。報告は、支払取引の完了前に、かつ、目的銀行が当該報告に従って行為するための合理的な機会を与えるのに十分な時期及び方法において、行うものとする。目的銀行は、当該報告が適用される送付者の支払指図の各々を拒絶するものとする。
2. 引落としにおいて、受領者が死亡したこと又は法的無能力の宣告を受けたことについて目的銀行が報告を受けた場合は、本条の第 1 項に基づく承諾の取消しについて受領者の報告を受けた場合と同一の効力を有する。
3. 次の取引先は、引落としを無効にする権利を有する。
 - i. 引落としを行う支払指図の金額が引き落とされた口座の名義人であり、
 - ii. 開始者の権限を争い、かつ、
 - iii. 自己の口座から引落としがなされたことを知ってから 4 日以内に書面により当該引落としに異議を唱える取引先

ただし、取引先が開始者に与えた承諾の証拠の提出を目的銀行が受けている場合は、この限りでない。

4. 引落しを承諾することにより、受領者は、開始者に対して支払いを担保する。
5. 本条は、開始者に対して小切手の発行により付与された受領者の承諾には適用しない。

第 2 節 支払指図

第 199 条

1. 支払指図は、送付者から受領銀行に対する指示であり、支払取引の参加者のための資金の譲渡としての効力を有しない。
2. 支払指図は、書面、電子的手段、又は支払指図の当事者間で書面により事前に合意している場合には口頭により、与えることができる。事前にそのように合意している場合は、契約の条件に従った上で、取消依頼を含む爾後の連絡も口頭で行うことができる。
3. 支払指図は、受領者及び目的銀行正確に特定するものとする。自動システム内で処理される支払指図が支払取引の参加者を名称及び番号で特定する場合、受領銀行は、名称と番号とが整合していることを確認する必要がなく、番号のみに基づいて支払いを実施することができる。受領銀行において支払指図を取り扱う従業員のいずれかが名称と番号とが整合していないことに気付いた場合、受領銀行は、支払指図を拒絶するものとする。
4. カンボジア国立銀行は、支払指図その他の連絡（取消依頼を含む。）を口頭で行えるようにする条件を規定する規則を発行することができる。

第 200 条

1. 振込みにおいて、別段の合意がなされる場合を除き、受領銀行は、適切な残高が送付者の口座にある場合に限り、送付者の支払指図を遂行する義務を負う。
2. 引落しにおいて、開始銀行は、受領者が与えた承諾に関する証拠が開始銀行の満足のいく形で提示されていること及び開始者からの補償を受けることを条件として、開始者の支払指図を遂行するものとする。別段の合意がなされる場合を除き、開始銀行は、引落しの完了に先立って開始者に資金を提供する義務を負わず、かつ、条件付きの入金を行う義務ですら負わない。引落しの完了前に開始銀行が開始者の口座に入金する場合、当該入金は、条件付きのものであり、引落しが本法の第 210 条に規定するように完了しないときには、入金された金額は、開始者の口座から出金することができる。
3. 受領銀行は、次に従う支払指図のみを遂行するものとする。
 - i. 正確に記入され、かつ、適切な承諾又は認証を受けており、
 - ii. 目的銀行を正確に特定しており、かつ、

- iii. 合理的な確実性をもって受領者を記載している。
4. 自己の送付者の支払指図を遂行することを拒む受領銀行は、その拒否又は拒絶につき送付者に速やかに報告するものとする。
 5. 別段の合意がなされる場合を除き、かつ、合意して又は慣習的に手数料を課すことを害されることなく、受領銀行は、送付者が指示した金額において支払指図を遂行するものとする。
 6. 受領銀行は、支払指図を受領した銀行取引日又は支払指図の決済日（もしあれば）のうち、いずれか遅い方の日に、支払指図に定められた指示を遂行するものとする。受領銀行は、その後を受領した支払指図は次の銀行取引日に受領したものとみなすための締め切り時間を設けることができる。
 7. 振込みにおける開始銀行及び引落としにおける目的銀行のうち、1銀行取引日の過程で口座からの資金の引出しに関する支払指図その他の適法な指示を複数受領したものは、本法に別段の規定がある場合を除き、これらをいかなる順番でも処理することができる。
 8. 受領銀行は、支払指図の取扱いの際に通常の手続きを払うものとする。受領銀行は、不明瞭な支払指図を解釈する際に通常の手続きを払うものとするほか、誠実に行為すること及びその解釈が送付者の意思に反することを知ってはいないことを条件として、支払指図の合理的な意味合いに従いこれを遂行することができる。
 9. 支払指図を受領し、支払取引において行為する際、反対の内容の契約にかかわらず、受領銀行は、本法並びに適用される規則又は指令その他の法律を遵守するものとする。受領銀行は、真摯かつ誠実に行為し、一般的な銀行業基準を遵守し、かつ、参加者が満足のいく形で支払取引を完了できるように支援するものとする。本法その他の法律が規定する期間中、受領銀行は、秘密を保持し、かつ、自己の送付者にとって最善の利益となるように行うしなければならない。
 10. 適用される法律に基づく秘密保持義務に従った上で、受領銀行は、自己が状況からして信用できないと判断する中継銀行又は目的銀行が関与する経路で支払取引を行うよう指示された場合、その懸念につき送付者に速やかに報告するものとする。そうであるにもかかわらず、受領銀行の報告に反した経路で取引を行うよう指示された場合、受領銀行は、支払指図を拒絶することができ、又は本法の他の規定にかかわらず、送付者の危険において支払指図を実行することができる。

第 201 条

1. 送付者と受領銀行との間で別段の合意がなされる場合を除き、支払指図は、撤回可能であり、かつ、取り消すことができる。送付者は、適切に承諾又は確認した取消依頼を自ら又は代理により送付し、これが支払指図に定めた送付者の元の指示を遂行する前に取消手続を開始できる時期及び方法において受領銀行により受領される場合に、支払指図を取り消すことができる。

2. 送付者の支払指図の実行後であっても、送付者の要請により、実行した受領銀行は、自己の受領銀行に対して自己の取消依頼を発行することができ、これは、本条の第1項に準拠する。支払取引において目的銀行の送付者により目的銀行に対して発行された取消依頼は、支払取引が完了する前にそれが目的銀行に到達した場合に限り、有効である。
3. 取消依頼は、それが取り消そうとする支払指図を正確に特定しなければならず、かつ、書面、電子的手段又は支払指図の当事者間で書面により事前に合意されている場合は口頭により、これを受領銀行に対して行うことができる。
4. 受領銀行により遂行されていない支払指図は、次のいずれかの場合、撤回される。
 - i. 受領銀行による支払指図の受領後5銀行取引日目若しくは合意されたより早い日の終了時点、又は決済日の終了時点のうち、いずれか遅い方が到来した場合
 - ii. 送付者が死亡したこと又は法的無能力の宣告を受けたことを受領銀行が知った場合
 - iii. 監督当局が受領銀行を閉店させた場合
5. 支払指図の取消し又は撤回は、支払取引の完了前後は、一切有効にならない。

第202条

1. 銀行間支払指図の決済は、次にいずれかの方法で行うことができる。
 - i. 各銀行がカンボジア国立銀行で開設している決済口座上で行う。この場合には、「決済口座の運営に関する規則 (Regulation on the Operation of Settlement Accounts)」に準拠する。
 - ii. 一方の銀行が他方の銀行又は第三の銀行で開設している、決済口座以外の口座に対する出金又は入金により行う。当該出金又は入金は、各支払指図に関して個別に行うことができ、又は1清算サイクルの終了時に複数の支払指図に関してまとめて行うこともできる。
 - iii. 債務が履行されるその他の手段により行う。
2. 本条の第1項に基づく決済の発生時点は、次のとおりとする。
 - i. 第1項(i)については、決済がカンボジア国立銀行が発行した「決済口座の運営に関する規則」に基づき完了した時点
 - ii. 第1項(ii)については、口座からの出金による場合には、口座から出金された時点
 - iii. 第1項(ii)については、口座への入金による場合には、口座への入金が使用された時点、又は使用されないときには、当該入金を使用可能な状態になり、かつ、その事実を口座に入金を受けた銀行が知った日の次の銀行取引日の開始時点
 - iv. 第1項(iii)については、法の原則により債務が履行されたと判断される時点

3. 本項は、本条の第1項(ii)に基づく決済が、カンボジア国立銀行以外でなされる銀行間決済の完了について定める契約又はルールに従い行われ、かつ、複数の支払指図の相互ネットینگ金額又は多角的ネットینگ金額に関するものである場合に適用する。本条の第2項(ii)にかかわらず、当該決済は、それが契約又はルールに従い完了した時点で発生する。
4. カンボジア国立銀行が発行した規則は、本条の第1項(ii)又は(iii)に基づく決済が行われる状況及びその発生時点が変更される状況を制約又は別途規定することができる。
5. 支払不能の手續に係るか否かを問わず、法律のいかなる規定にもかかわらず、銀行に対して開始された支払不能の手續は、次に従う。
 - i. 当該手續が開始された時点のものを除き、支払指図の清算及び決済から発生又は関係する権利及び義務に対し、遡求効を一切有しない。
 - ii. 当該支払不能の手續の開始時点より前に受領銀行が受領した支払指図、当該支払指図の相互ネットینگ又は多角的ネットینگ、並びに当該支払指図を担保するために提供された担保の拘束力及び執行力に対し、影響を一切及ぼさない。
6. 本条の第5項及び第227条(2)において、「支払不能の手續」とは、任意的か強制的かを問わず、銀行を清算、解散又は再編成するために法律が規定する回収手段をいい、支払不能の手續の開始時点は、関連する司法当局又は行政当局がその決定を下した時点とする。

第3節

サードパーティー・プロセッサー

第203条

支払取引のいずれかの部分を行う際、銀行は、サードパーティー・プロセッサーを使用することができる。銀行から権限を付与された場合、サードパーティー・プロセッサーは、次のものとして又は次のいずれかのものとして、権限を付与した銀行を代理して行為することができる。

1. 通信機能
2. 銀行間清算機能。この場合には、銀行間決済情報を銀行（決済が完了した銀行を含む。）に更に伝達することができる。
3. 銀行の取引先の口座を管理又は運営する銀行のための代理人
4. 銀行が送付又は受領する支払指図の送付地及び受領地。この場合には、銀行の取引先が支払指図の送付及び受領に関して直接に連絡をとることができる。

第204条

1. サードパーティー・プロセッサーは、カンボジア国立銀行が定める規則が設ける一切の要求事項、条件及び制約を遵守するものとする。当該規則は、サード

パーティー・プロセッサーの免許，規制及び監督につき規定することができ，かつ，すべてのサードパーティー・プロセッサー又はそのいずれかの分類に適用することができる。カンボジア国立銀行が規定する異なる分類のサードパーティー・プロセッサーには，異なる要求事項を課することができる。

2. 銀行は，別の銀行を代理するサードパーティー・プロセッサーとして行為することができる。

第 205 条

1. 銀行とサードパーティー・プロセッサーとの間のものを除き，銀行は，銀行を代理して自己の権限の範囲内で行為したサードパーティー・プロセッサーの作為又は不作為につき全面的に責任を負う。
2. 本法その他の一切の法的要求事項を遵守させるために，銀行は，サードパーティー・プロセッサーを銀行の完全な支配及び監督の下で活動させるものとする。銀行は，当該支配及び監督を行うことを拒否することができない。

第 206 条

1. サードパーティー・プロセッサーは，次の場合を除き，銀行の取引先から自己に直接送付された支払指図を拒絶するものとする。
 - i. 当該送付が銀行の承諾を受けたものであり，かつ，
 - ii. 振込みの場合において，次のいずれかのとき
 - a. サードパーティー・プロセッサーが取引先の口座を管理又は運営する代理人として銀行のために行為しており，かつ，取引先の口座に適切な残高があるとき
 - b. サードパーティー・プロセッサーが銀行から権限付与を受けているとき
2. サードパーティー・プロセッサーが依拠して行動する取引先の支払指図は，取引先から取引先の銀行への指示であるとみなされ，次の受領銀行に対して伝送するためにサードパーティー・プロセッサーに送付される銀行の対応する支払指図により実行される。
3. 銀行がサードパーティー・プロセッサーに対して銀行に送付される支払指図の受領地として行為する権限を付与する場合，サードパーティー・プロセッサーが受領した支払指図は，受領銀行として行為する当該銀行が受領したものとみなす。

第 4 節

振込みの完了及び債務の消滅

第 207 条

1. 振込みは、目的銀行が支払いを受けた時点で完了する。銀行内送金において銀行が支払いを受けるのは、銀行が開始者の口座から支払指図の金額を出金した時点である。銀行間振込みにおいて目的銀行が支払いを受けるのは、送付銀行の支払指図を含む銀行間決済が完了した時点である。
2. 振込みは、完了時点で送付者が目的銀行において適切な残高を有している場合に、目的銀行が支払指図を受領した銀行取引日又は当該支払指図の決済日のうち、いずれか遅い方の次の銀行取引日の開始時に完了する。ただし、目的銀行が当該時点から1時間以内に支払指図を拒絶した場合は、この限りでない。
3. 受領者が目的銀行においてすでに開設された口座を有していない場合、又は当該口座が閉鎖されているか若しくは当該口座への払込みが停止されている場合、振込みは、目的銀行から受領者に対して支払いが行われた時に完了する。

第208条

1. 振込みの完了時に、目的銀行は、自己が受領した支払指図の金額において受領者に対して債務を負うようになり、自己が差し引くことのできる合理的な手数料を課した上で、受領者に対して速やかに支払いを行うものとする。
2. 目的銀行による受領者に対する支払いは、振込み完了の翌銀行取引日までに受領者の口座に入金することにより行うものとする。当該口座が存在しないか若しくは合理的な確実性をもって特定することができない場合、又は次のように指示される場合、目的銀行は、目的銀行の下に入手可能な資金があることを受領者に速やかに報告し、かつ、指示されるように受領者に対する支払いを行う。
3. 受領者又は受領者の口座が目的銀行により受領された支払指図において適切な確実性をもって特定されておらず、受領者の特定に関して合理的な疑念が生じる場合、目的銀行は、当該支払指図を拒絶し、その拒絶の旨を送付者に報告するものとする。
4. 目的銀行が支払いを受ける前に受領者に対する支払いを行うか又は支払いの約束をする場合、当該支払い又は約束は、確定的かつ取消不能であり、振込みは、完了されたものとみなす。ただし、各受領銀行は、自己の送付者に対する債権を有する。目的銀行の支払いの約束は、受領者に対して直接行うことができ、又は銀行間契約に基づき行うこともできる。

第209条

1. 開始者が受領者に対して負う債務の支払いとして振込みが行われている場合、両者の間で別段の合意がなされる場合を除き、当該債務は、支払取引の完了時に消滅する。債務が消滅するのは、支払取引を完了させた支払いの範囲である。
2. 債務は、受領者が支払保証を受諾した場合、又は第207条(3)に規定する状況におけるものを除き、目的銀行が受領者に対して支払保証を確認した場合、支払取引の完了前に直ちに消滅するものとする。

3. 保証人又は第2項に基づく支払いを保証又は確認した目的銀行は、そのことにより、保証又は確認した金額において、受領者に対して支払いの約束をし、かつ、受領者に対して債務を負うようになる。

第5節

引落しの完了及び債務の消滅

第210条

1. 引落しは、目的銀行が、受領した支払指図において指示されるように受領者の口座から出金した上で、受領の翌銀行取引日の終了時まで、当該出金を無効にしておらず、かつ、支払指図を拒絶していない場合、完了する。支払指図が目的銀行で維持されている特定可能な口座から出金するように目的銀行に指示する場合、引落しは、受領者の口座から出金される前であっても、支払指図の受領の翌銀行取引日の終了時に完了する。ただし、支払指図がその時点まで適切に拒絶されていないことを条件とする。
2. 目的銀行は、受領の翌銀行取引日の終了時まで、支払指図を拒絶することができる。目的銀行は、自己が拒絶することにつき自己の送付者及び開始銀行（両者が別個の銀行である場合）に報告することにより、自己の送付者に対して支払われた金額につき決済する権利を当該送付者から付与される。拒絶及び自己の送付者からの権利付与は、支払指図の受領の翌銀行取引日が終了する前に受領銀行が監督当局により閉店させられた場合には、法律の作用により自動的に行われる。
3. 拒絶の通知を受領し次第、銀行である各送付者（開始銀行を除く。）は、各々の送付者に報告するものとし、この場合、当該送付者から決済を受けるための対応する権利を有する。銀行である各送付者（開始銀行を除く。）は、拒絶の通知を受領した日の次の銀行取引日までに、自己の送付者に拒絶につき報告するものとする。
4. 拒絶の通知を受領し次第、開始銀行は、速やかに、かつ、次の銀行取引日までに、拒絶につき開始者に報告するものとし、この場合、従前に開始者の口座に行った条件付きの入金を無効にするか、又は支払指図に関して従前に行った支払いを開始者から別途回収することができる。
5. 本条の第2項にかかわらず、目的銀行は、次の場合において、自己が違法に又は法的正当性なしに支払指図を拒絶したときには、支払指図を不当に不渡りとしたことにつき受領者に対して責任を負う。
 - i. 引落しに関する受領者の承諾について知っており、
 - ii. 銀行が受領した支払指図において、当該銀行ですでに開設されている受領者の口座が正確に特定されており、かつ、
 - iii. 当該口座に適切な残高があるとき
6. 第210条及び第211条に基づく期間は、契約又は規則により短縮することができる。

第 211 条

1. 引落しの完了時に、自己の受領銀行から支払いを受けた目的銀行及び各受領銀行は、自己が受領した支払金額において自己の送付者に対して責任を負う。目的銀行からの自己の送付者に対する支払いは、受領者の口座から出金した金額において行うものとし、かつ、引落し完了の翌銀行取引日までに行うものとする。その他の受領銀行からの支払いは、自己に対する支払いの受領の翌銀行取引日までに行うものとする。
2. 支払いの受領時に、本法の第 198 条(3)に基づく無効化に従った上で、開始銀行は、自己が受領した金額において開始者に対して債務を負う。その範囲において、開始者に対して行われた条件付きの入金は、確定的なものとする。当該入金が決定的なものになる前には、開始銀行は、開始者に対して資金を放出するよう要求されることはなく、かつ、別段の合意がなされる場合を除き、引落しの完了前に行われた資金の放出は、完了までは条件付きである。

第 212 条

1. 受領者が開始者に対して負う債務の支払いとして承諾された引落しが行われている場合には、両者の間で別段の合意がなされている場合を除き、債務は、支払取引が完了した時点で消滅する。消滅するのは、支払取引が完了した金額である。
2. 債務は、開始者が支払保証を受諾した場合、又は開始銀行が開始者に対して支払保証を確認した場合、支払取引の完了前に直ちに消滅するものとする。
3. 保証人又は第 2 項に基づく支払いを保証又は確認した開始銀行は、そのことにより、保証又は確認した金額において、開始者に対して支払いの約束をし、かつ、開始者に対して債務を負うようになる。

第 6 節

責任、損害賠償及び返還

第 213 条

1. 送付者として特定された者は、受領銀行が受諾した支払指図又は取消依頼が次のいずれかに該当する場合、当該支払指図又は取消依頼につき責任を負う。
 - i. 当該者が受領銀行に対して発行した。
 - ii. 当該者の承諾に基づき受領銀行に対して発行された。
 - iii. 当該者から受領銀行に対して発行された支払指図の信頼性を確認するために受領銀行と当該者との間で合意された商業上合理的なセキュリティー手続を遵守して受領銀行が受諾した。
 - iv. 当該者が承認した。

2. 支払指図上で送付者として特定された者が、支払指図又は取消依頼から利益を一切受けないこと、及び承諾していない支払指図又は取消依頼が次のいずれかの者により発行されたものではないことを証明した場合には、本条の第1項(iii)を適用せず、かつ、当該者は責任を負わない。
 - i. 送付者として特定された者、又は支払取引若しくはセキュリティー手続に関して当該者のために行為する責務をいずれかの時点で受託した者
 - ii. 当該者の送信施設へのアクセス権限、又はセキュリティー手続の違反を容易にする情報（アクセス装置、コンピューター・ソフトウェアその他類似の物を含む。）へのアクセス権限を送付者として特定された者又は当該者が管理する情報源から取得した者
3. 第1項(iii)において、セキュリティー手続は、取引先にとって合理的であったセキュリティー手続を銀行が提示したが、これを取引先が拒否した後に、銀行の助言に反する形を取引先が選択したものである場合には、商業的に合理的であるとみなす。

第214条

1. 振込みが完了した場合、送付者は、支払指図の金額を上限とする損失、商業上合理的な費用、料金及び利息につき、受領銀行を免責し、これに償還する。
2. 振込みにおいては、受領銀行により実行がなされ、かつ、支払取引が完了した場合であっても、送付者は、誤り検出のためのセキュリティー手続に従い受領銀行に伝送された支払指図につき、受領銀行に対して責任を負わないほか、民法が許容する範囲において、受領銀行は、次の場合、送付者が支払う意思のなかった金額を受領者から回収する権利を有する。
 - i. 送付者に当該支払指図を送付する意思がなかった場合、送付者が当該支払指図の受領者以外の受領者に対して支払いを指示する意図であった場合、又は送付者が意図した金額より支払指図の金額が大きかった場合において、
 - ii. 送付者が、送付者自身はセキュリティー手続を遵守したこと、及び受領銀行もセキュリティー手続を遵守していれば誤りを検出していたであろうことを証明するとき。
3. 引落としにおいては、各送付者は、送付者の支払指図が正当な承諾を受けていること並びに開始者及び受領者の有効な承諾に従っていることにつき、自己の受領銀行に対して保証する。
4. 支払指図の送付者のほか、小切手の発行による場合を含め、開始者が引落としを開始することを承諾する受領者は、支払指図又は支払指図発行の承諾書の偽造及び不正な発行又は変造を防止するため、かつ、これらが明確かつ明瞭であるようにするために、通常の注意を払うものとする。

第215条

振込みが完了しない場合には、支払取引の参加者の側に過失があるか否かにかかわらず、次に従う。

1. 開始者は、開始銀行に対して責任を負わず、かつ、自己の支払指図に充てるために出金された金額を開始者の口座に再度入金させる権利を有する。開始者は、当該金額を再度入金する上での開始者の商業上合理的な費用、料金、及び利息を開始銀行から回収する権利をも有する。
2. 開始銀行のほか、自己の送付者の指示を遂行した中継銀行は、自己の受領銀行に対する責任を第1項と同様に免じられ、かつ、当該受領銀行に対する対応する権利（費用及び料金に関するものを除く。）を付与される。

第216条

1. 受領銀行は、商業上合理的な費用、料金、利息及び利益の喪失につき、かつ、該当する場合には、自己が支払指図の遂行を遅滞するか又は履行しなかったことにより発生した外国為替上の損失につき、責任を負う。開始者は、開始銀行から又は当該遅滞若しくは不遂行に陥った受領銀行から、当該損失を回収することができる。受領者は、目的銀行から又は当該遅滞若しくは不遂行に陥った受領銀行から、当該損失を回収することができる。当該遅滞又は不遂行に陥った受領銀行は、当該損失に関して支払いを行った開始銀行又は目的銀行に対し、そのように支払われた金額につき責任を負う。
2. 加えて、次のいずれかに該当する受領銀行は、
 - i. 自己の送付者に対し、自己が支払指図を拒絶することを速やかに報告しなかった
 - ii. 支払指図の遂行又は不遂行につき重過失がある開始者が自己の送付者であったか否かを問わず、予見可能な実質的損害につき、開始者の支払指図の元本超えない範囲で、開始者に対して責任を負う。ただし、開始者に過失がなかった場合は、この限りでない。該当する場合、当該送付者は、本法の第215条に基づき支払指図の金額の返金を受ける権利をも有する。
3. 開始者は、開始銀行又は重過失ある銀行から全額を本条の第1項に基づき回収する権利を有する。銀行間協定に従った上で、本条に基づき責任を負う銀行は、他の銀行の損失に対する過失割合に従い、他の銀行と責任を分担する権利を有する。
4. 引落としにおいては、本条に基づく責任及び当該責任に対する制限は、第210条(5)に基づく支払指図の不当な不渡りに関する目的銀行の責任を害することはない。

第217条

振込みが完了したが、受領銀行（「誤り銀行」）による誤りが原因で、受領者に対する支払いが開始者の支払指図において指示されたようには行われなかった場合、該当するときには、第216条に基づく回収手段に加え、次の規定を適用する。

1. 受領者に支払われた金額が開始者の支払指図の金額よりも多い又は少ない場合、振込みは、受領者に支払われた金額において完了しているものとみなす。各支払指図につき、各送付者は、次に従い、送付者自身の支払指図の金額において受領銀行に対して責任を負う。
 - i. 受領者に支払われた金額が開始者の支払指図の金額よりも多い場合、誤り銀行は、目的銀行が所在する場所の法律が規定する行為において過払い分の金額を受領者から回収する権利を有する。
 - ii. 受領者に支払われた金額が開始者の支払指図の金額よりも少ない場合、誤り銀行は、受領者に差額分を支払うものとし、かつ、開始者の支払指図の金額において自己の送付者からの支払いを保持又は受領する権利を有する。
2. 開始者の支払指図の受領者以外の受領者に対して支払いが行われた場合において、誤り銀行が開始者の支払指図の目的銀行ではなかったときには、開始者及び誤り銀行より前の送付者、並びに開始者の支払指図の受領者は、振込みを完了していないものとして扱うことができる。誤り銀行は、目的銀行が所在する場所の法律が規定する行為において支払いを受けた受領者からその金額を回収する権利を有する。
3. 誤り銀行は、元本、利息、並びに誤りに起因する銀行手数料及び通信費用などの合理的な費用につき、参加者に対して責任を負う。
4. 本条を適用するには、誤りは、無過失、過失又は故意により発生するか又は惹起されていればよい。

第 218 条

受領銀行（「誤り銀行」）による誤りが原因で開始者の支払指図において指示された形以外で引落しが完了した場合は、該当するときには、第 210 条及び第 216 条に基づく回収手段に加え、次の規定を適用する。

1. 開始者の支払指図の受領者が有する口座から出金された金額が開始者の支払指図の金額よりも少ない場合、誤り銀行は、受領者から差額分を回収し、かつ、それを開始者に支払うものとする。
2. 開始者の支払指図の受領者が有する口座から出金された額が開始者の支払指図の金額よりも多い場合、目的銀行は、超過分の金額を受領者の口座に速やかに入金するものとする。誤り銀行は、超過分を目的銀行に支払い、かつ、開始者又は超過分を実際に保持しているその他の参加者から、当該者が保持している範囲において、超過分を回収するものとする。
3. 開始者の支払指図の受領者以外の受領者が有する口座から出金が行なわれた場合、目的銀行は、出金した額を受領者の口座に入金するものとし、かつ、開始者の支払指図の金額を開始者の支払指図の受領者が有する口座から出金するものとする。
4. 開始者の支払指図の目的銀行以外の目的銀行にある受領者の口座から出金が行なわれた場合、当該目的銀行は、当該金額を当該受領者の口座に入金し、かつ、こ

れを誤り銀行から回収するものとする。誤り銀行は、開始者の支払指図の受領者から開始者の支払指図の金額を回収するものとする。

5. 本条において、回収は、引落しによるものとし、支払いは、振込みによるものとする。
6. 誤り銀行は、元本、利息、並びに誤りに起因する銀行手数料及び通信費用などの合理的な費用につき、参加者に対して責任を負う。
7. 本条を適用するには、誤りは、無過失、過失又は故意により発生するか又は惹起されていればよい。

第7節 銀行口座

第219条

1. 契約の条件に従った上で、本条の第2項に規定する状況におけるものを除き、口座内で適切な残高を構成する預金残高は、取引先が引き出すか又は支払指図に従い銀行が支払いに利用することができる。銀行は、取引先のために利用可能な口座残高を超える形の預金口座宛ての振出しを渡りとすることを要求されない。
2. 本条の第1項は、次の場合には適用しない。
 - i. 口座の預金残高が差押え、没収その他類似の債権者手続の対象である場合
 - ii. 口座が閉鎖、停止、封鎖又は凍結されている場合
 - iii. 支払指図又は引落しの指示を遂行する際、銀行がいずれかの法律に違反することになる場合
3. 取引先及び銀行は、取引先のために銀行で預金するために送金及び受領される資金を、取引先が指示するように、取引先が保有する複数の口座のうちの1つに分配する旨を合意することができる。各口座は、取引先のために銀行が受領及び支払いを行う資金の移動との関連において、別個の会計の対象になるものとする。

第220条

1. 本条に基づく開示は、書面により又は合意される場合には電子的に行うものとする。
2. 銀行は、実際及び見込みの取引先に対し、容易に理解可能な形式において、銀行が支払取引の遂行に関して設けている条件（手数料、及び入手可能な場合は、支払取引の完了までに必要な時間に関する見積もりを含む。）を開示するものとする。
3. 支払取引その他の口座の入出金に関し、銀行は、取引先が引落し、預金又は支払取引を特定できるようにするための明確な情報（参照番号、日付、金額、並びに適用される場合には、手数料及び為替レートを含む。）を取引先に提供するものとする。

4. 通帳付き口座を除き，銀行は，自己の取引先に対し，1 歴月を超える期間を空けずに定期的に，最後の決算書の後に行われた口座の各入金及び出金を特定し，かつ，最終残高を記載した決算書を提供するものとする。
5. 通帳付き口座に関し，銀行は，取引先が通帳に継続的に記入するよう促進しなければならない。当該各記入においては，前回の記入の後に行われた口座の各入金又は出金，及び最終口座残高を記録しなければならない。取引先は，定期的に通帳に記入するよう要求される。
6. 取引先は，前 2 項の定期的な決算書及び通帳の記入事項を見直す際に通常の注意を払い，かつ，これを合理的な速やかさで行うほか，相違又は争いある入金又は入金につき銀行に報告するものとする。銀行は，取引先が当該相違又は争いある入金又は出金に関して調査を行うのを支援し，自己が自由に処分可能な関連情報の一切を提供し，かつ，該当する場合には，口座に対して必要な調整及び修正を加えるものとする。

第 221 条

1. 銀行は，秘密保持義務を負い，次のいずれかの場合を除き，口座名義人以外のいかなる者に対しても口座に関する情報を開示してはならない。
 - i. 開示が法律に基づき強制される場合
 - ii. 銀行の利益から開示が要求される場合
 - iii. 取引先の明示的な同意により開示が行われる場合
 - iv. 開示が別の銀行からの具体的な問い合わせに対する応答として当該銀行に対して通常の事業過程において与えられる取引先に関する意見に基づくものである場合
 - v. 取引先が銀行に対して負う義務を果たさなかった場合
2. 第 1 項(ii)に基づく開示は，次のいずれかに限り，行うものとする。
 - i. 銀行が一方当事者になっている訴訟において
 - ii. 共通の所有構造を通じて互いに関係する銀行間。ただし，銀行及びそれが関係する銀行業者が銀行業務の提供に関して損失を防止するのに合理的に必要とされる範囲のものに限る。
 - iii. 銀行自体又はその事業の大部分につき提案されている売却との関連において，かつ，それに必要な限りにおいて。
3. 第 1 項(iv)に基づく開示は，取引先が当該開示に対して同意するのを保留している場合には，取引先の同意を保留する権利について銀行が取引先に説明していない限り，行ってはならない。取引先に対する当該説明は，銀行での口座開設との関連において行うことができる。
4. 第 1 項(v)に基づく開示は，債務不履行について，かつ，取引先が支払い，適切な担保の提供，又は書面による請求から 30 日以内に未払い債務の支払いにつき別途銀行を満足させることをしない場合に，銀行又はカンボジア国立銀行が承認した信用照会機関に対して情報を開示するものに限定される。

5. 本条に基づく義務の違反につき取引先に対して裁定される損害賠償金は、金銭的損失に限られるものではなく、証明された苦痛、恥辱又は不便さに対する賠償を含めることができる。

第 222 条

銀行は、変更の効力が発生する少なくとも 30 日前までに取引先に報告しない限り、契約の条件を単独で変更してはならない。本規定に違反してなされた変更は、無効である。

第 223 条

1. 取引先に対する拘束力を有するためには、契約は、公平でなければならないほか、平易な言葉づかいで権利及び責任を明確に定め、かつ、法律用語及び専門用語は必要な場合に限り使用するものでなければならない。
2. 銀行は、支払指図その他すべての取引先の指示を取り扱う際に通常の注意を払うものとする。
3. 取引先は、銀行に対する支払指図その他すべての指示の偽造及び不正な発行又は変造を防止するために、かつ、それらが明確かつ明瞭であるようにするために、通常の注意を払うものとする。
4. 銀行及び取引先は、本法（その権限に基づき発行される規則を含む。）及び両者間の契約に基づく責務を誠実に果たすものとする。
5. 本法その他の法律が規定する特定の制限又は制約に従った上で、本法に基づく責務の違反により生じた損失又は損害につき、銀行は、取引先に対して責任を負い、取引先は、銀行に対して責任を負う。

第 224 条

1. 銀行は、取引先に対して提供したサービス（銀行預金内の資金の保管、取扱い、送金など）に関して発生した料金を回収するために、預託された資金又は有価証券を充当することができる。
2. 銀行は、同一の取引先が保有する複数の口座を統合し、かつ、次のいずれかの目的のために 1 つの口座内の預金残高を充当することができる。
 - i. 取引先の支払指図が振り宛てられた口座内に適切な残高がない場合に、当該支払指図を渡りとするため
 - ii. 取引先が銀行に対して負い、かつ、支払うべき発生債務の弁済としてただし、いずれの場合においても、そのように充当した預金残高内の資金が別の者から信託されたものであることを銀行が知らないことを条件とする。
3. 別段の合意がなされる場合を除き、銀行は、本条における資金、有価証券又は預金残高が取引先による即時の引出しに利用できる場合に限り、当該資金、有価証券又は預金残高を充当することができる。

第 8 節

支払いシステムの運営

第 225 条

カンボジア国立銀行は、自己が規則により規定する条件において、かつ、別途合意するように、国内外の通貨において、銀行のために、かつ、銀行からの預金を受け入れるために、自己の帳簿上で口座（決済口座を含む。）を維持する権限を有する。

第 226 条

カンボジア国立銀行は、カンボジア国民の最大の利益になることを目指した支払いシステム方針の実施方法を決定、策定、採用、公表及び監督するものとする。その方針は、最善の国際基準に合致するものとする。その方針は、金融システムの全体的な安定性に合致する形で、支払いシステムの安全性及び効率性を促進し、リスクを制御し、かつ、支払いサービス市場における競争を促進するものとする。

第 227 条

1. カンボジア国立銀行は、次を行うことができる。
 - i. カンボジアの金融システムのための情報ネットワークを確立及び維持する。
 - ii. 支払取引及び現金引出しのための国内の支払いシステム（カンボジアにおける国内外の通貨による支払いのための清算システム及び決済システムを含む。）を運営、監督、監視及び規制する。
 - iii. 発行された有価証券のための登録簿を維持し、有価証券の中央集中的な預託制度を確立し、預託された有価証券のための口座を維持し、かつ、有価証券のための清算システム及び決済システムを運営、監督及び規制する。
 - iv. 国内外の通貨における支払いシステム、清算システム及び決済システムを促進、組織及び参加する。
 - v. 銀行が、各々の取引先のために支払指図を送付、処理及び受領するための機能、並びに銀行間支払い（国内外の通貨における、現金その他の支払証券による支払いを含む。）の清算及び決済のための機能を組織及び運営するのを支援する。
 - vi. 支払いシステム及びマネー・サービス（金銭の伝送、現金の引出し、小切手の現金化、金銭の保管、両替、並びに支払いカード及び支払証券の発行を含む。）の運営者を規制、監督及び監視し、かつ、これらの者の免許又は登録に関する条件及び要求事項を定める。
 - vii. 本項に規定する事項及び第 226 条に基づく自己の支払いシステム方針の実施に関する手続を確立し、かつ、これらに関する規則を発行する。
2. 本条に従い発行された規則は、相互の及び多角的な銀行間ネットワーキング契約並びに銀行間決済ルールの効力について規定することができ、かつ、当該契約又はルールと相反する法律がある場合に、当該法律が支払不能の手続に係るかどうか

かにかかわらず，当該契約又はルールが優先する旨を規定することができる。規則は，銀行間の多角的清算に起因して債務の決済を完了しないことに付随するリスクを防止又は削減する方法についても規定することができる。

3. 本条の一般性に影響を及ぼすことなく，支払いシステム及びマネー・サービスの運営者，並びに本条に基づくすべての清算システム及び決済システムの運営者に関し，カンボジア国立銀行は，「カンボジア国立銀行に関する法律（Law on National Bank of Cambodia）」の第7条(11)の対象である運営者に関して自己が利用可能な一切の権限を行使する。

第 228 条

銀行は，支払指図及び関係する取引先の指示（現金引出しのためのものを含む。）を送付，受領及び処理し，かつ，支払取引に別途参加する能力を有する。銀行は，権限を付与した1又は複数のサードパーティー・プロセッサーを通じ，銀行とサードパーティー・プロセッサーとの間で合意したように，かつ，カンボジア国立銀行が発行する規則に規定されることのある要求事項，条件及び制約に従い，上記を行うことができる。

第 229 条

いずれかの条項で特に規定している場合を除き，本章の規定は，次に掲げる契約による場合を除き，相互契約又は多角的契約のいずれによる場合であっても，変更又は拒絶することができない。

- i. 他の者の権利に悪影響を及ぼさない範囲で，取引先の権利を増大させる契約
- ii. 各当事者が払うべき通常の注意を定める合理的な基準，並びに本法及びその権限に基づき発行される規則並びに契約に基づく報告を行う合理的な方法を定める契約
- iii. 契約当事者ではない者（銀行ではない取引先を含む。）の権利に悪影響を及ぼさない範囲で，銀行間での権利及び義務を変更する契約

第 VI 章 制裁

第 230 条

1. カンボジア国立銀行は，有価証券及び支払指図に関係する責任を果たさない者に対して科し，かつ，適用することのできる制裁について規定する規則を公布することができる。
2. 第1項に基づく規則の違反に対する制裁は，次とする。
 - a. 警告
 - b. 譴責

- c. 一部又は全部の種類の有価証券の発行又は引落しの承諾に対する 12 か月以下の禁止又は制約
 - d. 不渡りとなった証券又は支払指図，又は禁止若しくは制約に違反して発行された証券若しくは承諾書の額面価格の 5 パーセントから 100 パーセントまでの制裁金の支払い
3. 有効な小切手に関して適切な残高がない場合，その小切手を不渡りとした名宛人銀行は，当該事案を記録し，かつ，カンボジア国立銀行に対して不渡りから 2 日以内に報告するものとする。小切手の振出人は，12 か月間，小切手の発行又は引落しの承諾を行うことを許されない。「適切な残高」は，口座内でプラスの残高を形成する実際の資金から構成することができ，又は振出人が名宛人銀行との間で有する当座貸越に従い付与することができる。
 4. カンボジア国立銀行は，小切手の振出し元になり，かつ，引落しが行われる可能性のあるすべての銀行口座のほか，本条に基づき報告された事案並びに発せられた警告，譴責，禁止及び制約のすべてを記録する登録機関を運営するものとする。各警告，譴責，禁止又は制約を発した場合，カンボジア国立銀行は，その対象者が問題の口座を維持している各銀行に報告を行うものとし，かつ，要請に応じて当該情報を銀行の利用に供するものとする。
 5. 第 3 項に基づき発せられた禁止又は制約につき知っている銀行は，当該禁止又は制約の対象者に対し，銀行が当該者に交付した，すべての未使用で白紙の小切手用紙及び引落しにより回収するための承諾書を直ちに返還するよう要求するものとする。禁止又は制約につき知っている銀行は，白紙の小切手用紙又は引落しにより回収するための承諾書が，当該禁止又は制約の対象者に当該白紙の用紙を交付した銀行が知るところによれば，当該禁止又は制約が有効であった間に，当該者に対して交付されていた場合，禁止又は制約の対象者が発行又は承諾した小切手の所持人及び引落しの開始者に対し，当該小切手又は引落しの全額につき責任を負う。
 6. 第 3 項に基づく禁止又は制約は，所持人の満足のいく形で支払いが行われた旨の報告をカンボジア国立銀行が受けた場合，撤回される。当該支払いは，名宛人銀行に支払われた銀行手数料，所持人に対して支払われた元本の最低でも 5 パーセントの利息及び損害賠償金，並びにカンボジア国立銀行に対して支払われた 100 万リエルの制裁金を含むものとする。カンボジア国立銀行は，これらの要求事項を満たす方法について規則により規定するものとする。

第 231 条

1. 次のいずれかに違反する者は，
 - i. 本法の規定
 - ii. これらの規定に基づく事項との関連においてカンボジア国立銀行が発行した規則，指令又はルール
 - iii. 本法に基づき指示される情報の適法な要請

犯罪の責めを負うものであり，即決判決により，500 万リエル以上 1,000 万リエル以下の罰金若しくは 2 年以上 5 年以下の禁錮 / 懲役又はその両方が科せられる。

2. 次のいずれかの者は，

- i. 第 230 条に基づき発せられた禁止又は制約を破る者
- ii. 支払指図が不渡りになることを意図しながら自己の口座からの引落しを開始することを承諾する者
- iii. 有価証券，引落しにより回収するための承諾書又は支払指図を変造，偽造又は改ざんする者，及びこれを知りながら当該変造，偽造又は改ざんされた証券，承諾書又は支払指図を所持又は使用する者

500 万リエル以上 5,000 万リエル以下の罰金又は 2 年以上 5 年以下の禁錮 / 懲役が科される。

3. 次のいずれかの者は，

- i. 他人を害する意図をもって故意に小切手の支払いのための残高を無効にするか又は引き出す者
- ii. 満期に不渡りとなることを意図しながら有価証券上の責任を負う者
- iii. 満期に，故意に，かつ，他人を害する意図もをもって，有価証券上で負担した債務を不渡りとする者

所持人に対する当該有価証券の金額の支払いを害することなく，200 万リエル以上 600 万リエル以下の罰金及び 1 年以上 3 年以下の禁錮 / 懲役を科される。

4. 本法に基づく権限又は責務を行使又は履行する際に誠実になされた作為又は不作為については，カンボジア国立銀行，カンボジア国立銀行の役員，従業員若しくは取締役，又はカンボジア国立銀行の指示に基づき行為する者に対し，一切の訴訟を提起することができない。

第 232 条

1. 本章において，有価証券，小切手，為替手形及び約束手形は，これらと機能的に同等のものとして使用されるか又は取り扱われる証券を含む。
2. 法人による違反につき，本章に基づく制裁は，その取締役，機関及び役員に適用することができる。
3. 違反が代理人を通じて行われた場合，本章に基づく制裁は，本人，代理人又はその両方に科すか又は適用することができる。
4. 本章に基づく制裁は，併科可能であり，他の法律に基づく他の制裁を害するものではない。

第 VII 章 最終規定

第 233 条

1. カンボジア国立銀行は、本法の実施方法につき、特に次の事項に関して、規則、ルール、指示及び指針並びに運営手続書を発行するものとする。
 - i. 口座の特定及び分類に関する統一構造
 - ii. 支払指図の形式
 - iii. 支払指図の伝達方法に関する基準
 - iv. 小切手、為替手形及び約束手形用の紙、並びに、当事者によるか役人によるかを問わず、本法に基づき発行されるその他の文書（通知書又は拒絶証書など）の用紙のほか、関係する手続
 - v. 銀行が支払指図を受領し、かつ、支払指図を遂行する際の責務、手続及び行動
 - vi. 銀行口座契約及び銀行が取引先に提供すべき情報
 - vii. 金融政策の適切かつ効果的な実施のために要求される、銀行がカンボジア国立銀行に提供すべき統計情報
 - viii. 本法の特定の条項が規定するその他の事項
2. 規則は、取引先の保護、支払いシステムの完全性及び発展、並びにカンボジアにおける有価証券の利用のために規定することができる。この目的のために、規則は、指定した分類の口座及び者による小切手その他の支払指図の使用を制約、制限若しくは禁止するか、又は当該使用に関する条件を規定することができる。本法に基づき発行される規則は、主に個人的又は家庭的で非営利の目的のために使用される有価証券及び口座に入出金する支払取引との関連において、個人の責任を制限するか、又は当該責任の制限方法及び前提条件を規定することができる。
3. 本法に基づきカンボジア国立銀行が発行する規則は、すべての又は特定の分類の当事者、参加者、有価証券又は支払指図につき、本法に基づく責務の履行の程度を測定するための基準を定め、かつ、本法が規定する作為又は不作為に関する期間又は期限を変更することができる。
4. 本法に基づきカンボジア国立銀行が発行する規則は、支払指図の取扱いに関して利害関係を有するすべての当事者を拘束するものであり、相反する範囲において、相反する契約（銀行間清算ルールを含む。）に優先する。
5. 本法に基づきカンボジア国立銀行が発行する規則、ルール、指示及び指針は、手続について規定することができるほか、支払取引の発効又は支払指図の実行を妨げる緊急時（コンピューターの故障又はシステムの不具合により生じたものなど）における制限時間、権利及び救済手段について規定することができる。規則は、緊急状態が存続する間、義務及び制限時間を停止させることができる。
6. カンボジア国立銀行が発行する規則は、官報において公表される。当該規則は、当該公表の日又は規定される後の日付において、効力が発生する。

本法に反するすべての規定は，本法により優先される。本法と他の法律とが抵触する場合には，本法が特に規定する場合を除き，本法の規定が優先する。

2005年10月24日
署名捺印 ノロドム・シハモニ